

No.402 (令和6年6月)

目	次
(1)通達 (公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて) … 1 (保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱いに関する疑義解釈資料の送付について) …………… 4 (令和6年度に実施する集団指導について) …………… 5 (令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて) …16	(抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について) ……23 (検査料の点数の取扱いについて) ……30 (令和6年度福祉医療費助成制度(乳幼児等及びこども医療費助成)の改正について) ……………39 (2)保険診療Q & A ……………41 (3)保険診療アドバイス ……………42 (4)会員の声 ……………43

通 達

日医発第325号(保険)

令和6年5月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

松 本 吉 郎

(公印省略)

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

医薬品は、原則として承認された効能・効果及び用法・用量を前提に保険適用されているところですが、保険適用を迅速に行うことでドラッグ・ラグを解消する観点から、一定の条件を満たした医薬品(薬事・食品衛生審議会(薬食審)において公知申請に係る事前評価が終了した医薬品)については、今後追加される予定の効能・効果及び用法・用量についても保険適用を可能とする取扱いが平成22年8月25日に開催された中央社会保険医療協議会(中医協)総会にて了承されたところです。

今般、令和6年4月26日に開催された薬食審医薬品第一部会において、添付資料の[別添2]に示される3成分5品目についての事前評価が行われた結果、当該品目については公知申請を行っても差し支えないとの結論となりました。

これを受け、[別添1]に示される3成分5品目については今後追加される予定の効能・効果及び用法・用量についても本年4月26日から保険適用が可能となりました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知頂きますとともに、貴会管下の関係医

療機関等への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、添付資料の「別添2」につきましては、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長及び医薬安全対策課長からも周知方の依頼がありましたことを申し添えます。

また、本件については、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

保医発0426第1号
令和6年4月26日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

本日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会において、別添2の3成分5品目の適応外使用に係る公知申請についての事前評価が行われた結果、当該品目について公知申請を行っても差し支えないとの結論が得られたところです（別添2：令和6年4月26日付け医薬薬審発0426第1号・医薬安発0426第2号）。

これを踏まえ、別添1の3成分5品目について、今般追加される予定である用法・用量を本日より保険適用とするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

[別添1]

1. 一般名：エルロンボパグ オラミン
販売名：レボレード錠12.5mg、同錠25mg
会社名：ノバルティスファーマ株式会社

追記される予定の用法及び用量（下線部追記）：

〈慢性特発性血小板減少性紫斑病〉

通常、成人及び1歳以上の小児には、エルロンボパグとして初回投与量12.5mgを1日1回、食事の前後2時間を避けて空腹時に経口投与する。なお、血小板数、症状に応じて適宜増減する。また、1日最大投与量は50mgとする。

2. 一般名：ロミプロスチム（遺伝子組換え）
販売名：ロミプレート皮下注250 μ g調製用
会社名：協和キリン株式会社

追記される予定の用法及び用量（下線部追加）：

〈慢性特発性血小板減少性紫斑病〉

通常、成人及び1歳以上の小児には、ロミプロスチム（遺伝子組換え）として初回投与量 $1 \mu\text{g}/\text{kg}$ を皮下投与する。投与開始後、血小板数、症状に応じて投与量を適宜増減し、週1回皮下投与する。また、最高投与量は週1回 $10 \mu\text{g}/\text{kg}$ とする。

3. 一般名：リツキシマブ（遺伝子組換え）

販売名：リツキサン点滴静注100mg、同点滴静注500mg

会社名：全薬工業株式会社

追記される予定の用法及び用量（下線部追記、取消線部削除）：

〈多発血管炎性肉芽腫症、顕微鏡的多発血管炎、慢性特発性血小板減少性紫斑病、~~後天性血栓性血小板減少性紫斑病、全身性強皮症~~〉

通常、成人には、リツキシマブ（遺伝子組換え）として1回量 $375\text{mg}/\text{m}^2$ を1週間間隔で4回点滴静注する。

〈既存治療で効果不十分なループス腎炎、慢性特発性血小板減少性紫斑病〉

通常、リツキシマブ（遺伝子組換え）として1回量 $375\text{mg}/\text{m}^2$ を1週間間隔で4回点滴静注する。

（別添2）

医薬薬審発0426第1号

医薬安発0426第2号

令和6年4月26日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長

（公印省略）

厚生労働省医薬局医薬安全対策課長

（公印省略）

新たに薬事審議会において公知申請に関する 事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

薬事審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品については、平成22年8月30日付け薬食審査発0830第9号・薬食安発0830第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び安全対策課長連名通知「薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」（以下「連名通知」という。）にて各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたが、令和6年4月26日開催の薬事審議会医薬品第一部会において、別添に記載の医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議報告書に基づき、公知申請に関する事前評価が

行われ、公知申請を行っても差し支えないとされました。

つきましては、別添に記載の医薬品の適応外使用に関し、その適正使用を通じた安全確保等を図るため、連名通知における取扱いと同様の取扱いを行っていただきますよう、貴管下関係医療機関及び関係製造販売業者に対する周知徹底及び御指導方よろしくお願いいたします。

なお、本通知の写しについて、別記の関係団体の長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長及び各地方厚生局長宛てに発出するので、念のため申し添えます。

日医発第380号(保険)
令和6年5月21日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱いに関する 疑義解釈資料の送付について

標記について、厚生労働省より、保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱いについて疑義解釈が示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

〈添付資料〉

保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱いに関する疑義解釈資料の送付について
(令6.5.17 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和6年5月17日

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱いに関する 疑義解釈資料の送付について

保険医及び保険薬剤師の登録について、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いいたします。

保険医及び保険薬剤師の登録に係る取扱い

問 医師国家試験、歯科医師国家試験又は薬剤師国家試験合格後、保険医登録又は保険薬剤師登録の申請を行った者が実施する臨床研修又は調剤について、保険医登録票又は保険薬剤師登録票の交付前であっても、診療報酬の請求は認められるのか。

(答) 当該申請を行った医師等が、医籍登録、歯科医籍登録又は薬剤師名簿登録後3月以内に臨床研修又は調剤を開始した場合であって、当該医師等に対し、保険医又は保険薬剤師が関係法令及び通知において定める診療報酬請求上のルールに関して実地に指導監督する等の体制が確保されている場合には、当該申請の受付日以降に、診療報酬の請求が認められる。

日医発第397号(保険)

令和6年5月23日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

(公印省略)

令和6年度に実施する集団指導について

令和6年度の指導・監査・適時調査等については、令和6年1月26日付け日医発第1913号(保険)にてご連絡申し上げたところでございます。

その上で、令和6年度の診療報酬改定時における集団指導等の取扱いについて、令和6年3月8日付け日医発第2125号(保険)にてご連絡申し上げました。

今般、厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室から、令和6年度に実施する集団指導(指定時、更新時、登録時)について、昨年度と同様、eラーニング方式により実施する旨の事務連絡が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

指導実施日の1か月前に、保険医療機関または保険医に実施通知が送付され、保険医療機関または保険医ごとにIDとログインパスワードが付与されます。1か月間視聴可能であり、この間、インターネットを介してeラーニングシステムにログインして、指定された動画コンテンツを視聴することで実施されます。

ただし、インターネット環境を有していない等の事情により、動画コンテンツを視聴できない場合は、厚生局内の会議室等での視聴を可能としたり、個別に資料送付を行うことや、視聴期間内に完了できなかった場合は再度視聴期間を設けるなど、厚生局が都道府県医師会と相談しながら、地域の実情に配慮し、柔軟に対応するよう要請しております。

(添付文書)

1. 令和6年度に実施する集団指導について

(令和6年5月20日付け 事務連絡 厚生労働省保険局医療課 医療指導監査室)

令和 6 年 5 月 20 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課
医 療 指 導 監 査 室

令和 6 年度に実施する集団指導について

令和 6 年度に実施する指導監査等の取り扱いについては、令和 6 年 1 月 26 日付け事務連絡「令和 6 年度における指導監査等について」でお示ししているところです。

今般、集団指導の取り扱いについて、下記により改めてお示ししますので、遺漏なきようお願いいたします。

記

集団指導の実施について

令和 6 年度に実施する集団指導（指定時集団指導、更新時集団指導、登録時集団指導）については、令和 5 年度と同様に下記のとおり e ラーニング方式により実施することとします。

(1) e ラーニング方式による集団指導の概要

保険医療機関等又は保険医若しくは保険薬剤師（以下「保険医等」という。）が、インターネットを介して e ラーニングシステムにログインし、指定された動画コンテンツを視聴することによって実施します。

ただし、インターネット環境を有していない等の事情により動画コンテンツを視聴できない場合は、地方厚生（支）局又は都府県事務所内の会議室等での視聴や、やむを得ない事情により視聴期間中に e ラーニングによる集団指導に参加できない保険医療機関等及び保険医等に対しては、資料を送付するなど柔軟に対応願います。

また、地域の実情により、e ラーニング方式を用いず、従来の方式による集団指導と同様に集合形式による集団指導の実施とすることや、登録時集団指導において、対象となる保険医等が勤務している保険医療機関等の会議室において複数人の保険医等が同時に視聴することも差し支えありません。

(2) 実施通知について

指導実施日の前 1 か月間の視聴可能期間を設けることとし、実施通知には保険医療機関等並びに保険医等毎に ID 及びログインパスワードを記載してください。

（実施例）

指導実施日：令和 6 年 6 月 30 日（日）

実施通知送付日：令和 6 年 5 月 31 日（金）

視聴期間：令和 6 年 6 月 1 日（土）から令和 6 年 6 月 30 日（日）まで

(3) 視聴者の登録について

視聴者（指導対象者の ID、パスワード、所属グループ、指導動画）の登録については、e ラーニング事業者に依頼する方法若しくは自庁で直接登録する方法を選択することができま

す。実施の都度、選択は可能ですので、やりやすい方法により登録を行ってください。(具体的な登録方法は、別添の「令和6年度eラーニングによる集団指導の実施について(手順)」を参照してください。)

なお、自庁で登録する場合、作業担当者はあらかじめ登録が必要なため、人事異動等で担当者が追加、変更となる場合は監査室にご連絡願います。

(4) eラーニング方式による集団指導の出席に係る記録について

集団指導の対象となる保険医療機関等及び保険医等は、指定された動画コンテンツの視聴を完了することにより、令和6年度の集団指導を出席したことになります。地方厚生(支)局においては、eラーニングシステムの管理者画面で視聴履歴を確認し、視聴期間内に視聴が完了している保険医療機関等及び保険医等を出席として保険医療機関等管理システムに入力してください。

また、視聴期間内に視聴を完了できなかった保険医療機関等及び保険医等に対して再度視聴期間を設けるなど、集団指導の対象となった全ての保険医療機関等及び保険医等が原則、令和6年度中に視聴を完了できるよう配慮してください。

(5) eラーニング方式による集団指導の実施期間について

eラーニング方式による集団指導の実施期間(動画コンテンツの配信期間)は、令和6年6月から令和7年2月末までの期間となります。

別添の「令和6年度eラーニングによる集団指導の実施について(手順)」により実施してください。

○厚発○○○第○○号
令和 年 月 日

○○医院
開設者 ○○ ○○ 様

○○厚生(支)局長

○○厚生（支）局及び○○都道府県による集団指導の実施について(通知)

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、集団指導を実施することとしていますが、eラーニングを視聴することにより集団指導に出席したものとみなします。

つきましては、下記のとおり○○厚生(支)局と○○県による集団指導（eラーニング）を実施いたしますので、視聴可能期間内に視聴されるよう通知します。

記

1 目的

保険医療機関における保険診療等（薬局の場合、保険薬局における保険調剤等）について定められている「保険医療機関及び保険医療養担当規則」（薬局の場合、「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」）等をさらに理解していただき、保険診療（薬局の場合、保険調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的としています。

2 視聴方法

○○厚生（支）局のホームページに掲載している集団指導（eラーニング）用URLからログインページにアクセスし、必ず下記5及び6のログインID及びログインパスワードによりログイン後、下記4の視聴可能期間中に集団指導用コンテンツの視聴を完了してください。視聴を完了しなければ、集団指導に出席したとみなされませんのでご注意ください。

また、インターネット環境が無い等の理由により、eラーニングの受講が困難な場合は、○○厚生（支）局○○事務所まで来所いただき、視聴することが

可能です。詳細につきましては、連絡先までお尋ねください。

なお、ログインの方法等につきましては、別紙をご参照ください。

- 3 指導実施日（視聴期間最終日）
令和〇年〇〇月〇〇日（〇）

視聴期間最終日を記載

- 4 視聴可能期間
令和〇年〇〇月〇〇日（〇）から令和〇年〇〇月〇〇日（〇）まで

- 5 ログインID（全て半角）
n+都道府県コード〇〇+
（例）n017654321

6桁以上の英数字を記載する。
例：医療機関コード（7桁）
保険医番号6桁

※必ず本通知記載のIDと下記ログインパスワードでログインをしてください。IDやパスワードを間違えると視聴できません。

- 6 ログインパスワード（全て半角）
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- 7 指導対象者
開設者、管理者、保険医、保険薬剤師

英数字9桁以上を設定し、記載する。

- 8 留意事項
最後まで視聴いただくと自動でマイページ画面に移動します。「視聴完了」と表示されていることを確認してください。

視聴困難な場合等のお問合せにつきましては、次の連絡先までお願いします。
（連絡先）

〇〇厚生(支)局〇〇事務所 〇〇課 〇〇
〒XXX-XXXX 〇〇市〇〇町〇-〇-〇
電話 XXX-XXX-XXXX、FAX XXX-XXX-XXXX

【〇〇厚生局HP】

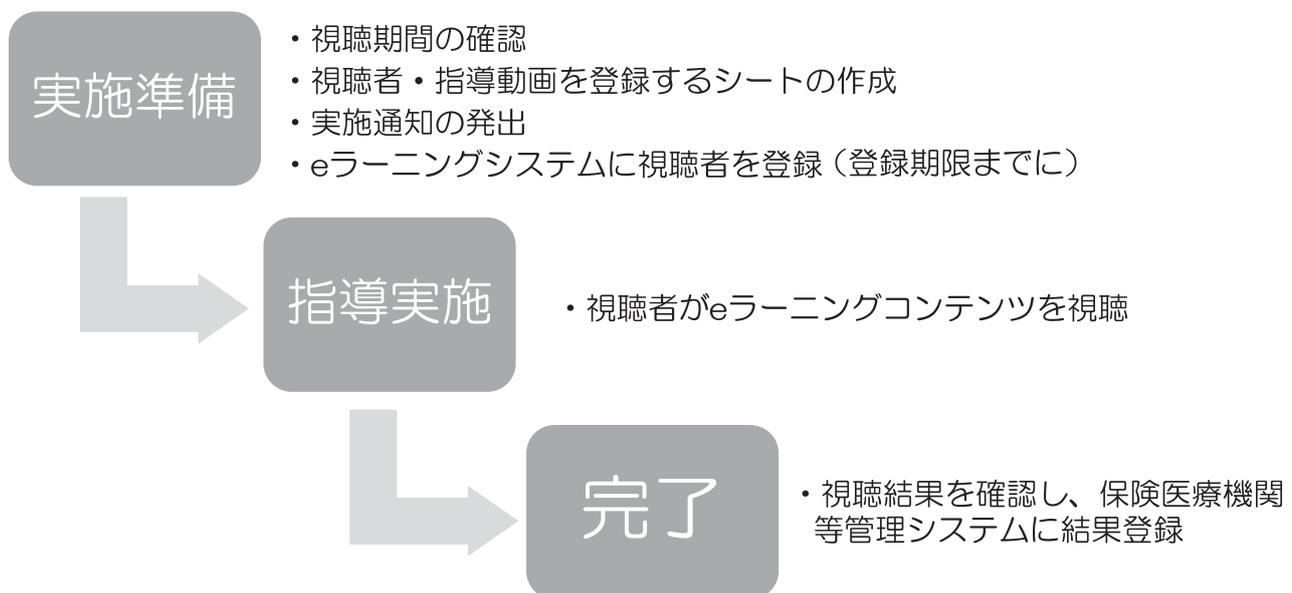
スマホ・タブレットからの視聴もできることから、QRコードを記載することも可
※記載例は北海道厚生局HPのもの



令和6年度eラーニングによる集団指導の実施について（手順）

1. 全体の流れ

eラーニングによる集団指導（「指定時集団指導」、「更新時集団指導」、「登録時集団指導」）については、指導の対象となる保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師（以下「視聴者」という。）のリストをeラーニングシステムに登録し、当該リストに記載された視聴者が、eラーニングコンテンツを決められた視聴期間内に視聴したことを指導実施者が確認する形式で行う。



2. 令和5年度からの変更点

eラーニング事業者が変更になったためeラーニングの画面等の仕様が変更となる。

- ① 新しいリンク先は（<https://nws.stage.ac/hoken-iryuu/>）となる。
- ② 視聴が完了すると、視聴画面からマイページ（ログイン後の最初のページ）に遷移し、「視聴完了」が表示される。（視聴者は終了ボタンのクリックが不要となる。）
- ③ 「視聴者登録／更新 登録用エクセル」と「視聴者⇄動画 登録用エクセル」の2つのエクセルシートにより視聴者・指導動画の登録を行う。
 - 「視聴者登録／更新 登録用エクセル」
視聴者のID、パスワード、所属グループ（都道府県）を登録するためのエクセルシート
 - 「視聴者⇄動画 登録用エクセル」
視聴者と指導動画の紐付け登録するためのエクセルシート

3. 実施準備

（1）視聴期間の確認

令和6年度指導計画に基づき、集団指導の実施月に該当する視聴期間を下記の表に

より確認し、登録期限までに視聴者を必ず登録すること。（登録期限上段●がeラーニング事業者への登録期限、下段☆が自庁で登録する期限。）

【視聴期間及び視聴者登録期限】

視聴回	視聴者		視聴期間	指導年月日 (視聴期間最終日)
	●登録期限(事業者)	☆登録期限(自庁)		
第1回	●5月24日(金) ☆5月31日(金)		令和6年6月1日(土)～ 令和6年6月30日(日)	令和6年6月30日(日)
第2回	●6月21日(金) ☆6月28日(金)		令和6年7月1日(月)～ 令和6年7月31日(水)	令和6年7月31日(水)
第3回	●7月24日(水) ☆7月31日(水)		令和6年8月1日(木)～ 令和6年8月31日(土)	令和6年8月31日(土)
第4回	●8月23日(金) ☆8月30日(金)		令和6年9月1日(日)～ 令和6年9月30日(月)	令和6年9月30日(月)
第5回	●9月24日(火) ☆9月30日(月)		令和6年10月1日(日)～ 令和6年10月31日(木)	令和6年10月31日(木)
第6回	●10月24日(木) ☆10月31日(木)		令和6年11月1日(金)～ 令和6年11月30日(土)	令和6年11月30日(土)
第7回	●11月22日(金) ☆11月29日(金)		令和6年12月1日(日)～ 令和6年12月31日(火)	令和6年12月31日(火)
第8回	●12月23日(月) ☆12月27日(金)		令和7年1月1日(水)～ 令和7年1月31日(金)	令和7年1月31日(金)
第9回	●1月24日(金) ☆1月31日(金)		令和7年2月1日(土)～ 令和7年2月28日(金)	令和7年2月28日(金)

【事例】第2回視聴期間の6月に集団指導を実施する指導計画の場合

- ① 対象保険医療機関等、保険医等及び指導動画について「視聴者登録／更新 登録用エクセル」・「視聴者⇔動画 登録用エクセル」に入力し、5月31日までにeラーニングシステムに登録する（eラーニング事業者に依頼する場合は5月24日まで）。
- ② 視聴期間最終日（6月30日）が指導実施日となるので、実施通知はその1ヶ月前にあたる視聴開始日（6月1日）に間に合うように発出すること。
- ③ 視聴期間が終了した後にeラーニングシステム管理者画面にて視聴者が視聴していることを確認し、保険医療機関等管理システムに指導実施日（6月30日）及び出欠を登録する。

(2) 視聴者登録／更新 登録用エクセル

視聴者登録／更新 登録用エクセル（視聴者のID、パスワード、所属グループ（都道府県）を登録するためのエクセルシート）には次の3項目を入力する。

① ユーザーID（A列）

●保険医療機関等のID（9桁以上）

■オンライン資格確認導入に係る集団指導

s（半角小文字）＋都道府県コード（2桁）＋任意の6桁以上の英数字

■指定時集団指導

n（半角小文字）＋都道府県コード（2桁）＋任意の6桁以上の英数字

■更新時集団指導

r（半角小文字）＋都道府県コード（2桁）＋任意の6桁以上の英数字

●保険医等のID（9桁以上）

（医師） m（半角小文字）＋都道府県コード（2桁）＋任意の6桁以上の英数字

（歯科医師）d（半角小文字）＋都道府県コード（2桁）＋任意の6桁以上の英数字

（薬剤師） p（半角小文字）＋都道府県コード（2桁）＋任意の6桁以上の英数字

※ 任意の6桁以上の英数字については、保険医療機関等のコードにするなど、どのIDがどの視聴者のものかを適切に管理の上、自由に設定することができるが、記号＋都道府県コードのルールは守ること。

※ 一度登録したIDは、繰り返しの使用や複数の指導動画の登録に使用できる。例えば、「指定時集団指導（医科）6月」に紐付けたIDの視聴者が視聴を完了しなかったため「指定時集団指導（医科）8月」の視聴を案内する際には、再度のID登録処理は不要となる。（後述（3）の「視聴者⇔動画 登録用エクセル」の処理のみとなる。）

② パスワード（B列）

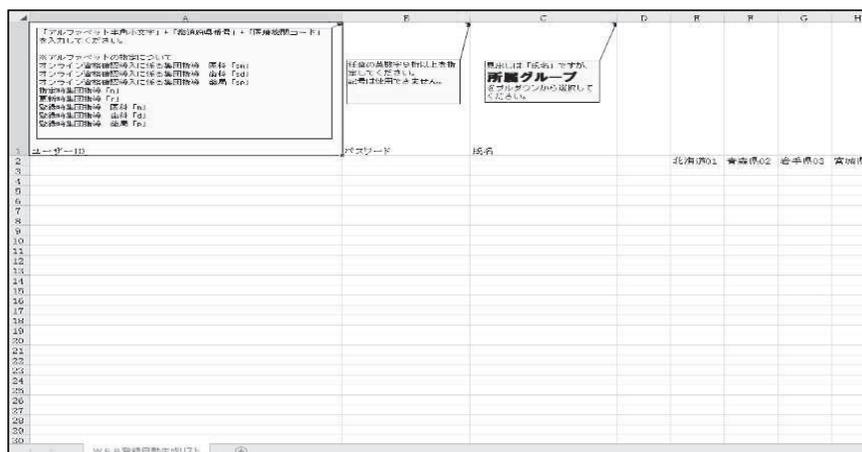
任意に英数字を組み合わせた9桁以上とする。

【注意】・「1」や「l」（小文字のL）等の混同されやすい文字の併記は避けた方が無難。

③ 氏名（C列 ※見出しは「氏名」となっているが所属グループのこと）

プルダウンメニューから都道府県を選択 → 「北海道01」～「沖縄47」

【視聴者登録／更新 登録用エクセル】画面



(4) 視聴者の登録は、別途示す「管理者用マニュアル」に基づき行うこと。

【注意】ID・パスワードともに全て半角とする。入力項目に誤りがあると実施通知を受け取った視聴者がeラーニングのコンテンツを視聴できない等のトラブルになるので、ダブルチェックを行うなど事故防止に努めること。

(5) eラーニング事業者に登録を依頼する場合は、「視聴者登録／更新 登録用エクセル」と「視聴者⇔動画 登録用エクセル」が登録期限までにeラーニング事業者（株式会社ステージ）に到着するように各地方厚生(支)局医療課を経由してeメールで提出する。

【提出先】メールアドレス（p6の6（4）のお問い合わせ先と同じ）
r6elearning-help@stage.ac

登録もれ等のトラブルを避けるため、視聴者リスト（Excelのブック・シート）が複数にわたることのないよう、1つのシートにまとめた上でeラーニング事業者へ提出すること。

(6) 視聴者は各視聴期間の登録期限までに必ず登録すること。

登録期限までに登録できないと、視聴者はコンテンツの視聴ができなくなるので登録期限は厳守すること。登録期限に間に合わなかった場合は、翌月以降の指導実施に変更するなどの対応を図ること。

4. 実施通知

(1) 視聴者の登録を行った保険医療機関等、保険医等あてに実施通知を作成し、視聴期間開始日前に視聴者に到達するよう発出する。

(2) 実施通知には「実施通知例」を参考に次の点について記載すること。

①視聴方法、②指導実施日（視聴期間最終日）、③視聴可能期間、④ログインID、⑤ログインパスワード、⑥最後まで視聴し、自動的に移動するマイページ画面にて「視聴完了」の表示が出ていることを確認すること。

5. 視聴期間終了時

管理者画面にて視聴結果を確認する。視聴結果に基づき、保険医療機関等管理システムに指導結果を登録する。「指導年月日」は視聴期間最終日とする。（※各視聴者の視聴日ではありません。）

- ① 視聴が完了している場合 「90:出席（eラーニング）」
- ② 視聴が完了していない場合 「65:欠席」

6. その他

(1) 下記①及び②のようにeラーニングにログインせずに視聴完了した視聴者については、管理者画面の視聴結果によらず、保険医療機関等管理システムに指導結果を登録

すること。

- ① インターネット環境がない等、eラーニングを視聴できない旨の申し出があり、指導側で用意した会場、PC・モニターにて視聴者がログインせず視聴を完了した場合
- ② 登録時集団指導の際に集団で視聴したい旨の申し出があり、代表でログインした者以外の視聴者はeラーニングにログインせずに視聴を完了した場合

(2) eラーニングで使用するコンテンツ（医科・歯科・薬局）の内容は、eラーニングシステムの画面からPDF形式でダウンロード・印刷することが可能。

やむを得ず、eラーニングの視聴による集団指導を受けることができない視聴者に対しては、印刷したコンテンツを指導用資料として送付の上、出席の扱いとし、保険医療機関等管理システムに指導結果を登録すること。

(3) 予備ID

必要に応じて予備としてログインIDを設定することができる。前記3の(2)①のログインIDのルール（記号+都道府県番号+任意の6桁以上の英数字）に則り、視聴者リストにてeラーニング事業者へ依頼若しくは自庁でシステムに登録を行う。

【使用例】

医科の登録時集団指導の実施に際して、他県登録の保険医が複数名いた場合に備えて予備IDを設定しておく。保険医療機関等から他県登録番号の保険医等がいる旨の連絡があった際に、予備IDを伝え視聴してもらう。

(4) eラーニング事業者（問い合わせ先）

【事業者名】 株式会社ステージ

【メールアドレス】 r6elearning-help@stage.ac

※eラーニング事業者への照会等は、原則メールによること。

令和6年5月23日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて

今般、厚生労働省より「令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

本事務連絡は、令和6年度薬価改定の措置が広く実施されたことを踏まえ、「後発医薬品使用体制加算」、「外来後発医薬品使用体制加算」及び「後発医薬品調剤体制加算」（以下「後発医薬品使用体制加算等」という。）に係る要件のうち、当該保険医療機関等において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合（以下「カットオフ値の割合」という。）に係る要件の取扱い等が示されております。

なお、本取扱いはカットオフ値の割合の算出に関してのみ適用されるものであり、後発医薬品使用体制加算等に係る要件のうち、後発医薬品の使用（調剤）割合の算出に当たっては、本取扱いは適用されないことにご留意いただくようお願いいたします。

つきましては、本件について貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

〈添付資料〉

令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(令6.5.22 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和6年5月22日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年度薬価改定を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて

「後発医薬品使用体制加算」、「外来後発医薬品使用体制加算」及び「後発医薬品調剤体制加算」（以下「後発医薬品使用体制加算等」という。）については、「基本診療料の施設基準等及びその届

出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日付け保医発0305第5号)及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日付け保医発0305第6号)(以下「施設基準通知」という。)において、施設基準等の取扱いを示しているところです。

今般、令和6年度薬価改定の措置を広く実施したことを踏まえ、後発医薬品使用体制加算等の施設基準等に係る具体的な取扱いについて、当面の間、下記のとおりとすることとしたので、貴管下の保険医療機関及び保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)に対し周知方お願いいたします。

記

- 1 後発医薬品使用体制加算等に係る要件のうち、当該保険医療機関等において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合(以下「カットオフ値の割合」という。)に係る要件の取扱いについて、令和6年4月の実績から当面の間は、カットオフ値の割合を算出するに当たって、別添に示す医薬品を、調剤した「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量」に含めて計算しても差し支えないものとする。

なお、本取扱いはカットオフ値の割合の算出に関してのみ適用されるものであり、後発医薬品使用体制加算等に係る要件のうち、後発医薬品の使用(調剤)割合の算出に当たっては、本取扱いは適用されないため、引き続き別添に示す医薬品を含めずに計算すること。

- 2 1の取扱いについては、1月単位で適用できることとし、外来後発医薬品使用体制加算及び後発医薬品調剤体制加算の施設基準では、直近3月のカットオフ値の割合の平均を用いるとされているところ、当該3月の期間中に1の取扱いを行う月と行わない月が混在しても差し支えない。

- 3 後発医薬品使用体制加算等に係る届出については、施設基準通知において新規届出又は辞退について規定されているが、その具体的な手続きに当たっても1の取扱いを踏まえて行うこと。

(参考1)

○後発医薬品使用体制加算に係るカットオフ値の計算

3月分実績	本事務連絡の適用なし
4月分実績(※)	本事務連絡の適用あり
5月分実績(以降)	本事務連絡の適用あり(当面の間)

○外来後発医薬品使用体制加算及び後発医薬品調剤体制加算に係るカットオフ値の計算

1・2・3月分実績	本事務連絡の適用なし
2・3・4月分実績(※)	本事務連絡の適用あり(4月分実績のみ)
3・4・5月分実績	本事務連絡の適用あり(4・5月分実績のみ)
4・5・6月分実績(以降)	本事務連絡の適用あり(当面の間)

(参考2)

本取扱いは令和6年4月の実績の計算から適用するため、(※)の4月分の実績の算出に関して、既に地方厚生(支)局に辞退の届出を行ったものの、本取扱いを踏まえ、辞退の届出が不要となる保険医療機関等は、速やかに地方厚生(支)局に申し出ること。

別添

カットオフ値の割合の算出にあたって「後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数」に含めて計算してよい品目

区分	薬価基準記載	成分	規格単位	品名	メーカー名	薬価
内用薬	1124023F2084	アルブプラゾラム	0.8mg錠	アルブプラゾラム錠0.8mg「アメル」	共和薬品工業	8.90
内用薬	1138002C1066	カルバマゼピン	5.0mg錠	カルバマゼピン錠5.0mg「アメル」	共和薬品工業	22.20
内用薬	1138002C1090	カルバマゼピン	5.0mg錠	カルバマゼピン錠5.0mg「ツジナガ」	徳永薬業	22.20
内用薬	1139004G2039	バルプロ酸ナトリウム	2.0mg錠	セレネR錠2.0mg錠	興和	11.30
内用薬	1139004G2055	バルプロ酸ナトリウム	2.0mg錠	バルプロ酸ナトリウムSR錠2.0mg「アメル」	共和薬品工業	12.30
内用薬	1139004Q1119	バルプロ酸ナトリウム	5.0mg錠	バルプロ酸ナトリウムシロップ5%「日医工」	日医工	9.30
内用薬	1141007C1016	アセトアミノフェン	2.0mg錠	アセトアミノフェン2.0mg錠		6.60
内用薬	1141007C1075	アセトアミノフェン	2.0mg錠	カロナール錠2.0mg	おゆみ製薬	12.20
内用薬	1141007C1156	アセトアミノフェン	2.0mg錠	アセトアミノフェン錠2.0mg「トーワ」	東和薬品	12.20
内用薬	1141007C2020	アセトアミノフェン	5.0mg錠	カロナール錠5.0mg	おゆみ製薬	13.60
内用薬	1149001F1455	イブプロフェン	1.0mg錠	ブルフェン錠1.0mg	科研製薬	5.90
内用薬	1149001F1498	イブプロフェン	1.0mg錠	イブプロフェン錠1.0mg「TCK」	辰巳化学	6.10
内用薬	1149001F1501	イブプロフェン	1.0mg錠	イブプロフェン錠1.0mg「N1G」	日医工岐阜工場	6.10
内用薬	1149001F2010	イブプロフェン	2.0mg錠	イブプロフェン錠2.0mg錠		8.90
内用薬	1149001F2168	イブプロフェン	2.0mg錠	ブルフェン錠2.0mg	科研製薬	6.40
内用薬	1149019F1633	ロキソプロフェンナトリウム水和物	6.0mg錠	ロキソプロフェン錠6.0mg錠「ツルハラ」	鶴岡製薬	10.60
内用薬	1169006F1027	ドロキシドパ	1.0mg錠	ドプスOD錠1.0mg錠	住友ファーマ	36.00
内用薬	1169006F2023	ドロキシドパ	2.0mg錠	ドプスOD錠2.0mg錠	住友ファーマ	67.70
内用薬	1169006M1018	ドロキシドパ	1.0mg錠	ドロキシドパ1.0mg錠「カプセル」		49.70
内用薬	1169006M2014	ドロキシドパ	2.0mg錠	ドロキシドパ2.0mg錠「カプセル」		99.30
内用薬	1169011F1028	カベルゴリン	0.25mg錠	カバール錠0.25mg錠	ファイザー	41.20
内用薬	1169011F1044	カベルゴリン	0.25mg錠	カベルゴリン錠0.25mg「サワイ」	沢井製薬	44.10
内用薬	1169011F2024	カベルゴリン	1mg錠	カバール錠1.0mg錠	ファイザー	129.00
内用薬	1169011F2040	カベルゴリン	1mg錠	カベルゴリン錠1.0mg「サワイ」	沢井製薬	141.90
内用薬	1179017F1080	炭酸リチウム	1.0mg錠	炭酸リチウム錠1.0mg錠「大正」	トクホシ	8.90
内用薬	1179024C1033	ゾレピドン	1.0mg錠	ロドピン錠1.0mg	L.T.Lファーマ	42.60
内用薬	1179024C1106	ゾレピドン	1.0mg錠	ゾレピドン錠1.0mg「タカタ」	高田製薬	42.80
内用薬	1179024C2021	ゾレピドン	5.0mg錠	ロドピン錠5.0mg	L.T.Lファーマ	204.50
内用薬	1179024C2080	ゾレピドン	5.0mg錠	ゾレピドン錠5.0mg「タカタ」	高田製薬	204.50
内用薬	1179024F2036	ゾレピドン	5.0mg錠	ロドピン錠5.0mg	L.T.Lファーマ	19.60
内用薬	1179024F2095	ゾレピドン	5.0mg錠	ゾレピドン錠5.0mg「タカタ」	高田製薬	23.10
内用薬	1179024F3024	ゾレピドン	1.0mg錠	ロドピン錠1.0mg	L.T.Lファーマ	66.30
内用薬	1179024F3083	ゾレピドン	1.0mg錠	ゾレピドン錠1.0mg「タカタ」	高田製薬	66.30
内用薬	2129003F2053	メキシチラン塩酸塩	1.0mg錠	メキシチラン塩酸錠1.0mg錠「KCC」	ネオクリティク製薬	15.00
内用薬	2129010F1014	アミノダロン塩酸塩	1.0mg錠	アミノダロン塩酸錠1.0mg錠		77.40
内用薬	2129010F1022	アミノダロン塩酸塩	1.0mg錠	アンカロン錠1.0mg	チノフィ	77.40
内用薬	2139005C1048	フロセミド	4.5mg錠	フロセミド錠4.5mg「EMEC」	エルメッド	13.70
内用薬	2149019F1069	ニカルジピン塩酸塩	1.0mg錠	ベルジピン錠1.0mg	L.T.Lファーマ	6.40
内用薬	2149019F1158	ニカルジピン塩酸塩	1.0mg錠	ニカルジピン塩酸錠1.0mg「ツルハラ」	鶴岡製薬	8.60
内用薬	2149112F2096	バルサルタン・ヒドロクロロチアジド	1錠	バルセディア配合錠F X「ツルハラ」	鶴岡製薬	44.10
内用薬	2171016F3088	ジピリダモール	1.0mg錠	ジピリダモール錠1.0mg「ツルハラ」	鶴岡製薬	8.90
内用薬	2171016G3065	ニフェジピン	1.0mg錠	ニフェジピンCR錠1.0mg「サワイ」	沢井製薬	8.90
内用薬	2171016G3081	ニフェジピン	1.0mg錠	ニフェジピンCR錠1.0mg「N.P」	ニプロ	8.90
内用薬	2171016G3103	ニフェジピン	1.0mg錠	ニフェジピンCR錠1.0mg「日医工」	日医工	8.90
内用薬	2238001R1013	アンプロキソール塩酸塩	1.5mg錠	アンプロキソール塩酸錠1.5mgシロップ用		20.80
内用薬	2238001R1072	アンプロキソール塩酸塩	1.5mg錠	小児用アンプロキソール塩酸錠1.5mg	帯人ファーマ	20.80
内用薬	2238001S1147	アンプロキソール塩酸塩	0.75mg錠	アンプロキソール塩酸錠内服錠0.75mg「ツルハラ」	鶴岡製薬	37.80
内用薬	2329022H1911	オメプラゾール	2.0mg錠	オメプラゾール錠2.0mg「ケミファ」	シノノクミカル	5.90
内用薬	2329022H2163	オメプラゾール	1.0mg錠	オメプラゾール錠1.0mg「ケミファ」	シノノクミカル	24.20
内用薬	2329028F1166	ラベプラゾールナトリウム	5mg錠	ラベプラゾールナトリウム錠5mg「科研」	タイト	29.00
内用薬	2399005F1183	ドンペリドン	5mg錠	ドンペリドン錠5mg「EMEC」	アルフレックファーマ	8.90
内用薬	3253000D1019	イソロイシン・ロイシン・バリン	4.74g1包	イソロイシン・ロイシン・バリン4.74g錠		56.50
内用薬	3253000D2031	イソロイシン・ロイシン・バリン	4.15g1包	リーバト配合錠	EAファーマ	134.00
内用薬	3253000D3011	イソロイシン・ロイシン・バリン	4.5g1包	イソロイシン・ロイシン・バリン4.5g錠		72.20
内用薬	3323001C1053	トロンビン	1.0mg錠	経口用トロンビン錠1.0mg「サワイ」	沢井製薬	1,268.60
内用薬	3323001C3056	トロンビン	5.0mg錠	経口用トロンビン錠5.0mg「サワイ」	沢井製薬	845.40
内用薬	3961008F4054	グリメピリド	1mg錠	グリメピリドOD錠1mg「ケミファ」	シノノクミカル	12.60
内用薬	3961008F5050	グリメピリド	3mg錠	グリメピリドOD錠3mg「ケミファ」	シノノクミカル	23.70
内用薬	3999014M3068	タクロリムス水和物	5mg1カプセル	タクロリムスカプセル5mg「ニプロ」	ニプロ	2,079.20
内用薬	3999017M1028	ミコフェノール酸 モフェテル	2.5mg1カプセル	セルセプトカプセル2.5mg	中外製薬	109.70
内用薬	3999017M1050	ミコフェノール酸 モフェテル	2.5mg1カプセル	ミコフェノール酸モフェテルカプセル2.5mg「VTRS」	ヴァイオリス・ヘルスケープ	137.00
内用薬	3999018F1048	アレンドロン酸ナトリウム水和物	5mg1錠	アレンドロン錠5mg「DK」	大興製薬	46.50
内用薬	3999018F1056	アレンドロン酸ナトリウム水和物	5mg1錠	アレンドロン錠5mg「SN」	シノノクミカル	46.50
内用薬	3999018F1102	アレンドロン酸ナトリウム水和物	5mg1錠	アレンドロン錠5mg「日医工」	日医工	46.50
内用薬	4291009F1225	ピカルタミド	8.0mg錠	ピカルタミド錠8.0mg「ケミファ」	大興製薬	211.20
内用薬	4490016M2062	スプラタストトシル酸塩	1.0mg1カプセル	スプラタストトシル酸塩カプセル1.0mg「サワイ」	沢井製薬	20.30
内用薬	6131001C1210	アモキシシリン水和物	1.0mg錠	サワシリン錠1.0mg	L.T.Lファーマ	7.40
内用薬	6131001C1252	アモキシシリン水和物	1.0mg錠	ワイドシリン錠1.0mg	Meiji Seika ファルマ	9.80
内用薬	6131001C1260	アモキシシリン水和物	1.0mg錠	アモキシシリン錠1.0mg「TCK」	辰巳化学	9.80
内用薬	6131001F2026	アモキシシリン水和物	2.5mg錠	サワシリン錠2.5mg	L.T.Lファーマ	15.30
内用薬	6131001M1010	アモキシシリン水和物	1.25mg1カプセル	アモキシシリン1.25mgカプセル		10.10
内用薬	6131001M1088	アモキシシリン水和物	1.25mg1カプセル	サワシリンカプセル1.25mg	L.T.Lファーマ	16.20
内用薬	6131001M1142	アモキシシリン水和物	1.25mg1カプセル	アモキシシリンカプセル1.25mg「TCK」	辰巳化学	10.80
内用薬	6131001M2015	アモキシシリン水和物	2.5mg1カプセル	アモキシシリン2.5mgカプセル		10.10
内用薬	6131001M2060	アモキシシリン水和物	2.5mg1カプセル	サワシリンカプセル2.5mg	L.T.Lファーマ	15.30
内用薬	6131001M2327	アモキシシリン水和物	2.5mg1カプセル	アモキシシリンカプセル2.5mg「日医工」	日医工ファーマ	10.10
内用薬	6131001M2351	アモキシシリン水和物	2.5mg1カプセル	アモキシシリンカプセル2.5mg「TCK」		10.10
内用薬	6132016C1019	セフカペン ビロキシル塩酸塩水和物	1.0mg錠	セフカペン ビロキシル塩酸錠1.0mg錠		77.60
内用薬	6132016C1027	セフカペン ビロキシル塩酸塩水和物	1.0mg錠	フロモックス小児用錠1.0mg	塩野義製薬	110.60
内用薬	6132016C1124	セフカペン ビロキシル塩酸塩水和物	1.0mg錠	セフカペンビロキシル塩酸塩小児用錠1.0mg「SW」	沢井製薬	110.60
内用薬	6132016F1015	セフカペン ビロキシル塩酸塩水和物	7.5mg錠	セフカペン ビロキシル塩酸錠7.5mg錠		24.10
内用薬	6132016F1023	セフカペン ビロキシル塩酸塩水和物	7.5mg錠	フロモックス錠7.5mg	塩野義製薬	36.30
内用薬	6132016F1040	セフカペン ビロキシル塩酸塩水和物	7.5mg錠	セフカペンビロキシル塩酸錠7.5mg「CH」	長生堂製薬	36.30
内用薬	6132016F1112	セフカペン ビロキシル塩酸塩水和物	7.5mg錠	セフカペンビロキシル塩酸錠7.5mg「SW」	沢井製薬	36.30
内用薬	6132016F2011	セフカペン ビロキシル塩酸塩水和物	1.0mg錠	セフカペン ビロキシル塩酸錠1.0mg錠		27.40
内用薬	6132016F2020	セフカペン ビロキシル塩酸塩水和物	1.0mg錠	フロモックス錠1.0mg	塩野義製薬	41.10
内用薬	6132016F2046	セフカペン ビロキシル塩酸塩水和物	1.0mg錠	セフカペンビロキシル塩酸錠1.0mg「CH」	長生堂製薬	41.10
内用薬	6132016F2119	セフカペン ビロキシル塩酸塩水和物	1.0mg錠	セフカペンビロキシル塩酸錠1.0mg「SW」	沢井製薬	41.10
内用薬	6141002F2078	エリスロマイシン	2.0mg錠	エリスロマイシン錠2.0mg「サワイ」	沢井製薬	15.20
内用薬	6149003F2011	クラリスロマイシン	2.0mg錠	クラリスロマイシン錠2.0mg錠		19.20
内用薬	6149003F2020	クラリスロマイシン	2.0mg錠	クラリスロ錠2.0mg	日本ケミファ	30.00
内用薬	6149003F2038	クラリスロマイシン	2.0mg錠	クラリス錠2.0mg	大正製薬	30.00
内用薬	6149003F2070	クラリスロマイシン	2.0mg錠	クラリスロマイシン錠2.0mg「N.P1」	日本薬品工業	25.30
内用薬	6149003F2100	クラリスロマイシン	2.0mg錠	クラリスロマイシン錠2.0mg「サワイ」	沢井製薬	22.80
内用薬	6149003F2127	クラリスロマイシン	2.0mg錠	クラリスロマイシン錠2.0mg「タイガー」	日医工岐阜工場	25.30
内用薬	6149003F2232	クラリスロマイシン	2.0mg錠	クラリスロマイシン錠2.0mg「トーワ」	東和薬品	25.30
内用薬	6149003F2267	クラリスロマイシン	2.0mg錠	クラリスロマイシン錠2.0mg「TCK」	辰巳化学	22.80
内用薬	6149003F2283	クラリスロマイシン	2.0mg錠	クラリスロマイシン錠2.0mg「大正」	トクホシ	25.30
内用薬	6149003F2291	クラリスロマイシン	2.0mg錠	クラリスロマイシン錠2.0mg「N1G」	日医工岐阜工場	25.30
内用薬	6149003R1011	クラリスロマイシン	1.0mg錠	クラリスロマイシン1.0mgシロップ用		29.20
内用薬	6149003R1054	クラリスロマイシン	1.0mg錠	クラリスロマイシンDS1.0mg小児用「サワイ」	沢井製薬	57.90
内用薬	6149003R1143	クラリスロマイシン	1.0mg錠	クラリスロマイシンDS1.0mg小児用	大正製薬	85.30
内用薬	6152005F1095	ミノサイクリン塩酸塩	5.0mg錠	ミノサイクリン塩酸錠5.0mg「サワイ」	沢井製薬	14.30
内用薬	6152005F1109	ミノサイクリン塩酸塩	5.0mg錠	ミノサイクリン塩酸錠5.0mg「トーワ」	東和薬品	14.30

内用薬	6152905F2113	ミノサイクリン塩酸塩	1.00mg1錠	同	ミノサイクリン塩酸塩錠1.00mg「サワイ」	沢井製薬	28.00
内用薬	6164001M1386	リファンピシリン	1.50mg1カプセル	同	リファンピシリンカプセル1.50mg「サンド」	サンド	16.90
内用薬	6164001M1216	リファンピシリン	1.50mg1カプセル	同	リファンピシリンカプセル1.50mg	第一三共	15.20
内用薬	6241013F2179	レボフロキサシリン水和物	2.50mg1錠	同	レボフロキサシリン錠2.50mg「ケミファ」	大興製薬	76.70
内用薬	6250002F1017	アムピシリン	2.00mg1錠	同	アムピシリン錠2.00mg錠		19.30
内用薬	6250002F1025	アムピシリン	2.00mg1錠	同	アムピシリン錠2.00mg	グラクソ・スミタライ	19.30
内用薬	6250002F2013	アムピシリン	4.00mg1錠	同	アムピシリン錠4.00mg錠		34.30
内用薬	6250002F2021	アムピシリン	4.00mg1錠	同	アムピシリン錠4.00mg	グラクソ・スミタライ	34.30
内用薬	6290002M0111	フルコナゾール	5.00mg1カプセル	同	フルコナゾール5.00mgカプセル		103.30
内用薬	6290002M0120	フルコナゾール	5.00mg1カプセル	同	フルコナゾール5.00mg	ファイザー	103.30
内用薬	6290002M2018	フルコナゾール	1.00mg1カプセル	同	フルコナゾール1.00mgカプセル		158.30
内用薬	6290002M2026	フルコナゾール	1.00mg1カプセル	同	フルコナゾール1.00mg	ファイザー	158.30
内用薬	6290004S1028	イトラコナゾール	1%1mL	同	イトラコナゾール内用液1%	ヤンセンファーマ	37.20
内用薬	6290004S1044	イトラコナゾール	1%1mL	同	イトラコナゾール内用液1%「VTRS」	ヴァントリス・ヘルスケア	49.80
内用薬	8119002G5020	オキシシドン塩酸塩水和物	5mg1錠	併	オキシシドン錠5mg	シノゾファーマ	121.40
内用薬	8119002G5038	オキシシドン塩酸塩水和物	5mg1錠	併	オキシシドン錠5mg NX「第一三共」	第一三共プロファーマ	121.40
内用薬	8119002G6026	オキシシドン塩酸塩水和物	1.0mg1錠	併	オキシシドン錠1.0mg	シノゾファーマ	233.60
内用薬	8119002G6024	オキシシドン塩酸塩水和物	1.0mg1錠	併	オキシシドン錠1.0mg NX「第二三共」	第二三共プロファーマ	233.60
内用薬	8119002G6022	オキシシドン塩酸塩水和物	2.0mg1錠	併	オキシシドン錠2.0mg	シノゾファーマ	433.70
内用薬	8119002G7030	オキシシドン塩酸塩水和物	2.0mg1錠	併	オキシシドン錠2.0mg NX「第一三共」	第一三共プロファーマ	433.70
内用薬	8119002G8029	オキシシドン塩酸塩水和物	4.0mg1錠	併	オキシシドン錠4.0mg	シノゾファーマ	799.10
内用薬	8119002G8037	オキシシドン塩酸塩水和物	4.0mg1錠	併	オキシシドン錠4.0mg NX「第一三共」	第一三共プロファーマ	799.10
内用薬	8119002N1023	オキシシドン塩酸塩水和物	5mg1カプセル	併	オキシシドン錠5mg「テルモ」	帝國製薬	121.40
内用薬	8119002N2020	オキシシドン塩酸塩水和物	1.0mg1カプセル	併	オキシシドン錠1.0mg「テルモ」	帝國製薬	233.60
内用薬	8119002N3026	オキシシドン塩酸塩水和物	2.0mg1カプセル	併	オキシシドン錠2.0mg「テルモ」	帝國製薬	433.70
内用薬	8119002N4022	オキシシドン塩酸塩水和物	4.0mg1カプセル	併	オキシシドン錠4.0mg「テルモ」	帝國製薬	799.10
注射薬	1119402A1022	プロポフォール	2.00mg20mL1管		1%ディプリバン注	サンドファーマ	752.00
注射薬	1119402A1073	プロポフォール	2.00mg20mL1管		プロポフォール1%静注20mL「日医工」	日医工	594.00
注射薬	1119402A1103	プロポフォール	2.00mg20mL1管		プロポフォール静注1%20mL「FK」	フレゼニウスカービージャパン	594.00
注射薬	1119402A1120	プロポフォール	2.00mg20mL1管		プロポフォール静注1%20mL「マルイン」	丸石製薬	752.00
注射薬	1119402A1138	プロポフォール	2.00mg20mL1管		プロポフォール1%静注20mL「VTRS」	ヴァントリス・ヘルスケア	752.00
注射薬	1119402A2029	プロポフォール	5.00mg50mL1瓶		1%ディプリバン注	サンドファーマ	1,021.00
注射薬	1119402A2100	プロポフォール	5.00mg50mL1瓶		プロポフォール1%静注50mL「日医工」	日医工	1,021.00
注射薬	1119402A2134	プロポフォール	5.00mg50mL1瓶		プロポフォール静注1%50mL「FK」	フレゼニウスカービージャパン	886.00
注射薬	1119402A2150	プロポフォール	5.00mg50mL1瓶		プロポフォール静注1%50mL「マルイン」	丸石製薬	1,021.00
注射薬	1119402A2169	プロポフォール	5.00mg50mL1瓶		プロポフォール1%静注50mL「VTRS」	ヴァントリス・ヘルスケア	1,021.00
注射薬	1119402A5036	プロポフォール	1g50mL1瓶		プロポフォール静注2%50mL「マルイン」	丸石製薬	1,593.00
注射薬	1119402G1025	プロポフォール	2.00mg20mL1筒		1%ディプリバン注-キット	サンドファーマ	1,111.00
注射薬	1119402G2021	プロポフォール	5.00mg50mL1筒		1%ディプリバン注-キット	サンドファーマ	1,581.00
注射薬	1124401A1010	ミダゾラム	1.0mg2mL1管		ミダゾラム1.0mg2mL注射液		92.00
注射薬	1124401A1052	ミダゾラム	1.0mg2mL1管		ミダゾラム注射液1.0mg	丸石製薬	115.00
注射薬	1149403A2057	ブプレニウム塩酸塩	0.3mg1管		レバチン注0.3mg	大塚製薬	205.00
注射薬	1149403A2073	ブプレニウム塩酸塩	0.3mg1管		ブプレニウム注0.3mg「日新」	日新製薬(山形)	205.00
注射薬	2119404G3056	ドブタミン塩酸塩	0.1%200mL1袋		ドブタミン注射液点滴静注用200mg	共和薬品工業	1,689.00
注射薬	2119404G3072	ドブタミン塩酸塩	0.1%200mL1袋		ドブタミン注射液点滴静注用200mgキット「VTRS」	ヴァントリス・ヘルスケア	1,689.00
注射薬	2119404G4010	ドブタミン塩酸塩	0.3%200mL1袋		ドブタミン塩酸塩0.3%200mLキット		1,783.00
注射薬	2119404G4052	ドブタミン塩酸塩	0.3%200mL1袋		ドブタミン注射液点滴静注用600mg	共和薬品工業	1,783.00
注射薬	2149400A2015	ニカルジピン塩酸塩	1.0mg10mL1管		ニカルジピン塩酸塩1.0mg10mL注射液		97.00
注射薬	2149400A2023	ニカルジピン塩酸塩	1.0mg10mL1管		ニカルジピン注射液1.0mg	LTLファーマ	97.00
注射薬	2171403A1030	ニトログリセリン	1mg2mL1管		ミリスロール注1mg/2mL	日本化薬	121.00
注射薬	2171403A1072	ニトログリセリン	1mg2mL1管		ニトログリセリン注1mg/2mL「TE」	トーアエイヨー	179.00
注射薬	2171404A1026	硝酸イソソルビド	0.05%100mL1管		ニトール注5mg	ユーザイ	169.00
注射薬	2171404A1042	硝酸イソソルビド	0.05%100mL1管		硝酸イソソルビド注5mg/100mL「タカタ」		214.00
注射薬	2171404A1017	硝酸イソソルビド	0.05%100mL1瓶		硝酸イソソルビド0.05%100mL注射液	高田製薬	1,659.00
注射薬	2171404S0839	硝酸イソソルビド	0.05%100mL1袋		ニトール点滴静注50mgバッグ	ユーザイ	1,328.00
注射薬	2190501A4084	濃グリセリン・果糖	200mL1袋		グリセロール注	大塚製薬	306.00
注射薬	2190501A4114	濃グリセリン・果糖	200mL1袋		グリセリン配合点滴静注	テルモ	306.00
注射薬	2190501A4117	濃グリセリン・果糖	300mL1袋		グリセリン配合点滴静注	テルモ	373.00
注射薬	2325400A1239	シメチジン	1.0%2mL1管		シメチジン注200mg「NP」	ニプロ	79.00
注射薬	2329403D1041	オメプラゾールナトリウム	20mg1瓶		オメプラゾール注20mg「NP」	ニプロ	339.00
注射薬	2329403D1068	オメプラゾールナトリウム	20mg1瓶		オメプラゾール注射液20mg「日医工」	日医工	339.00
注射薬	2329403D1084	オメプラゾールナトリウム	20mg1瓶		オメプラゾール注20mg「TYK」	武田薬品工業	284.00
注射薬	2391400A3105	クラニセトロン塩酸塩	1mg1mL1管		クラニセトロン静注1mg「日医工」	日医工	594.00
注射薬	2391400A3130	クラニセトロン塩酸塩	1mg1mL1管		クラニセトロン静注1mg「キワイ」	メデイア新薬	594.00
注射薬	2391400A3148	クラニセトロン塩酸塩	1mg1mL1管		クラニセトロン静注1mg「トーワ」	東亜薬品	594.00
注射薬	2391400A3164	クラニセトロン塩酸塩	1mg1mL1管		クラニセトロン静注1mg「明治」	Meiji Seika ファルマ	594.00
注射薬	2391400A3172	クラニセトロン塩酸塩	1mg1mL1管		クラニセトロン静注1mg「F」	富士製薬工業	594.00
注射薬	2391400A3202	クラニセトロン塩酸塩	1mg1mL1管		クラニセトロン静注1mg「N1G」	日医工岐阜工場	594.00
注射薬	2391400A4055	クラニセトロン塩酸塩	3mg3mL1管		クラニセトロン静注3mg「F」	富士製薬工業	1,311.00
注射薬	2391400A4110	クラニセトロン塩酸塩	3mg3mL1管		クラニセトロン静注3mg「トーワ」	東亜薬品	1,311.00
注射薬	2391400A4128	クラニセトロン塩酸塩	3mg3mL1管		クラニセトロン静注3mg「日医工」	日医工	1,311.00
注射薬	2391400A4179	クラニセトロン塩酸塩	3mg3mL1管		クラニセトロン静注3mg「明治」	Meiji Seika ファルマ	1,311.00
注射薬	2391400A4209	クラニセトロン塩酸塩	3mg3mL1管		クラニセトロン静注3mg「N1G」	日医工岐阜工場	1,311.00
注射薬	2391400G1210	クラニセトロン塩酸塩	3mg100mL1袋		クラニセトロン点滴静注バッグ3mg/100mL「N1G」	日医工岐阜工場	2,600.00
注射薬	2391400G4104	クラニセトロン塩酸塩	3mg50mL1袋		クラニセトロン点滴静注バッグ3mg/50mL「N1G」	日医工岐阜工場	2,600.00
注射薬	2413400D1019	ヒト下着体性性腺刺激ホルモン	7.5単位1瓶(溶解液付)		ヒト下着体性性腺刺激ホルモン7.5単位注射液		1,303.00
注射薬	2413400D1094	ヒト下着体性性腺刺激ホルモン	7.5単位1瓶(溶解液付)		HMG注用7.5単位「あすか」	あすか製薬	1,539.00
注射薬	2413400D2015	ヒト下着体性性腺刺激ホルモン	1.50単位1瓶(溶解液付)		ヒト下着体性性腺刺激ホルモン1.50単位注射液		1,464.00
注射薬	2413400D2090	ヒト下着体性性腺刺激ホルモン	1.50単位1瓶(溶解液付)		HMG注用1.50単位「あすか」	あすか製薬	1,534.00
注射薬	2413400D3143	ヒト下着体性性腺刺激ホルモン	7.5単位1管(溶解液付)		HMG注用7.5単位「F」	富士製薬工業	1,539.00
注射薬	2413400D4123	ヒト下着体性性腺刺激ホルモン	1.50単位1管(溶解液付)		HMG注用1.50単位「F」	富士製薬工業	1,574.00
注射薬	2413403A1040	精製下着体性性腺刺激ホルモン	7.5単位1管(溶解液付)		フォルモンP注7.5	富士製薬工業	1,476.00
注射薬	2413403D1020	精製下着体性性腺刺激ホルモン	1.50単位1管(溶解液付)		フォルモンP注1.50	富士製薬工業	2,441.00
注射薬	2413403D2019	精製下着体性性腺刺激ホルモン	7.5単位1管(溶解液付)		精製下着体性性腺刺激ホルモン7.5単位注射液		1,476.00
注射薬	2413403D3015	精製下着体性性腺刺激ホルモン	1.50単位1管(溶解液付)		精製下着体性性腺刺激ホルモン1.50単位注射液		2,441.00
注射薬	2451402G1040	アドレナリン	0.1%1mL1筒		アドレナリン注0.1%シリンジ「テルモ」	テルモ	314.00
注射薬	3179515F1030	高カロリー輸液用総合ビタミン剤	1瓶		ダイメジン・マルチ注	日医工ファーマ	223.00
注射薬	3179517G1035	高カロリー輸液用総合ビタミン剤	2筒1キット		ビタジック注TK	テルモ	520.00
注射薬	3231400G3028	ブドウ糖	5%50mL1キット	同	5%糖液キットH	ニプロ	224.00
注射薬	3231400G4024	ブドウ糖	5%100mL1キット	同	5%糖液キットH	ニプロ	236.00
注射薬	3231400G5035	ブドウ糖	5%100mL1キット	同	テルモ糖注TK	テルモ	236.00
注射薬	3231400G6034	ブドウ糖	5%20mL1筒	同	ブドウ糖注50%シリンジ「テルモ」	テルモ	167.00
注射薬	3231400F1033	ブドウ糖	5%20mL1筒	同	ブドウ糖注50%シリンジ「NP」	ニプロ	192.00
注射薬	3231400F3036	ブドウ糖	20%20mL1筒	同	ブドウ糖注20%シリンジ「NP」	ニプロ	191.00
注射薬	3231400F4032	ブドウ糖	5%100mL1キット	同	大塚糖液5%2ポート100mL	大塚製薬工場	236.00
注射薬	3231400F6027	ブドウ糖	5%50mL1キット	同	大塚糖液5%2ポート50mL	大塚製薬工場	224.00
注射薬	3231400F7023	ブドウ糖	5%50mL1キット	同	テルモ糖注TK	テルモ	152.00
注射薬	3253404A3055	肝不全用アミノ酸製剤	200mL1袋		アミノレバチン点滴静注	大塚製薬工場	467.00
注射薬	3253404A3063	肝不全用アミノ酸製剤	200mL1袋		アミノレバチン点滴静注	テルモ	537.00
注射薬	3311402G2023	生理食塩液	100mL1キット	同	生食溶解液キットH	ニプロ	212.00
注射薬	3311402G4026	生理食塩液	50mL1キット	同	生食溶解液キットH	ニプロ	213.00
注射薬	3311402G5049	生理食塩液	100mL1キット	同	生食注キット「フアワー」	扶桑薬品工業	212.00
注射薬	3311402G6037	生理食塩液	100mL1キット	同	テルモ生食TK	テルモ	212.00
注射薬	3311402G7017	生理食塩液	10mL1筒	同	生理食塩液10mLキット		97.00
注射薬	3311402G7025	生理食塩液	10mL1筒	同	生食注シリンジ「NP」	ニプロ	100.00
注射薬	3311402G7030	生理食塩液	10mL1筒	同	生食注シリンジ「オーツク」10mL	大塚製薬工場	100.00
注射薬	3311402G8013	生理食塩液	20mL1筒	同	生理食塩液20mLキット		97.00

注射薬	331140258921	生理食塩液	20mL1筒	局	生食注シリンジ「NP」	ニプロ	111.00
注射薬	331140258906	生理食塩液	20mL1筒	局	生食注シリンジ「オーツカ」20mL	大塚製薬工場	111.00
注射薬	331140259496	生理食塩液	100mL1キット	局	大塚生食注2ポート100mL	大塚製薬工場	212.00
注射薬	331140272015	生理食塩液	5mL1筒	局	生理食塩液5mLキット		97.00
注射薬	331140272040	生理食塩液	5mL1筒	局	生食注シリンジ「オーツカ」5mL	大塚製薬工場	100.00
注射薬	331140272066	生理食塩液	5mL1筒	局	生食注シリンジ「NP」	ニプロ	97.00
注射薬	331140272082	生理食塩液	5mL1筒	局	生食注シリンジ「テルモ」5mL	テルモ	100.00
注射薬	331140273020	生理食塩液	50mL1キット	局	大塚生食注2ポート50mL	大塚製薬工場	213.00
注射薬	331140274026	生理食塩液	50mL1キット	局	生食注キット「フゾー」	扶桑薬品工業	213.00
注射薬	331140275022	生理食塩液	50mL1キット	局	アルキ生食TK	アルキ	167.00
注射薬	331140279029	生理食塩液	50mL1筒	局	生食注シリンジ50mL「ニプロ」	ニプロ	371.00
注射薬	3319562A1049	酢酸維持液（ブドウ糖加）	200mL1袋	局	アセトキープ3G注	ネオタリテイクア製薬	205.00
注射薬	3319562A1065	酢酸維持液（ブドウ糖加）	200mL1袋	局	ウィーン3G輸液	扶桑薬品工業	205.00
注射薬	3319562A2037	酢酸維持液（ブドウ糖加）	500mL1瓶	局	アセトキープ3G注	ネオタリテイクア製薬	190.00
注射薬	3319562A3041	酢酸維持液（ブドウ糖加）	500mL1袋	局	ウィーン3G輸液	扶桑薬品工業	274.00
注射薬	3319562A3050	酢酸維持液（ブドウ糖加）	500mL1袋	局	アセトキープ3G注	ネオタリテイクア製薬	274.00
注射薬	3334400A3049	ヘパリンカルシウム	20.000単位1瓶	局	ヘパリンCa皮下注2方単位/0.8mL「サワイ」	沢井製薬	1,031.00
注射薬	3334400A4045	ヘパリンカルシウム	10.000単位10mL1瓶	局	ヘパリンカルシウム注1方単位/10mL「AY」	エイワイファーマ	395.00
注射薬	3334400A5041	ヘパリンカルシウム	20.000単位20mL1瓶	局	ヘパリンCa注射液2方単位/20mL「サワイ」	沢井製薬	1,031.00
注射薬	3334400A6064	ヘパリンカルシウム	50.000単位50mL1瓶	局	ヘパリンカルシウム注5方単位/50mL「AY」	エイワイファーマ	1,800.00
注射薬	3334400A6072	ヘパリンカルシウム	50.000単位50mL1瓶	局	ヘパリンCa注射液5方単位/50mL「サワイ」	沢井製薬	1,274.00
注射薬	3334400A7044	ヘパリンカルシウム	100.000単位100mL1瓶	局	ヘパリンCa注射液10方単位/100mL「サワイ」	沢井製薬	3,009.00
注射薬	3334400A8024	ヘパリンカルシウム	10.000単位1瓶	局	ヘパリンCa皮下注1方単位/0.4mL「サワイ」	沢井製薬	1,007.00
注射薬	3334402A1037	ヘパリンナトリウム	5.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用250単位/mL「フゾー」20mL	扶桑薬品工業	165.00
注射薬	3334402A1052	ヘパリンナトリウム	5.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用250単位/mL「NS」20mL	日新製薬（山形）	165.00
注射薬	3334402A2025	ヘパリンナトリウム	3.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用150単位/mL「フゾー」20mL	扶桑薬品工業	162.00
注射薬	3334402A3021	ヘパリンナトリウム	4.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用200単位/mL「フゾー」20mL	扶桑薬品工業	164.00
注射薬	333440201064	ヘパリンナトリウム	50単位5mL1筒	局	ヘパリンNaロッキング用10単位/mLシリンジ「オーツカ」5mL	大塚製薬工場	131.00
注射薬	333440201110	ヘパリンナトリウム	50単位5mL1筒	局	ヘパリンNaロッキング用10単位/mLシリンジ「SN」5mL	シノノケミカル	87.00
注射薬	333440201137	ヘパリンナトリウム	50単位5mL1筒	局	ヘパリンNaロッキング用10単位/mLシリンジ5mL「NIG」	日医工製薬工場	97.00
注射薬	333440202079	ヘパリンナトリウム	100単位10mL1筒	局	ヘパリンNaロッキング用10単位/mLシリンジ「オーツカ」10mL	大塚製薬工場	126.00
注射薬	333440202123	ヘパリンナトリウム	100単位10mL1筒	局	ヘパリンNaロッキング用10単位/mLシリンジ「SN」10mL	シノノケミカル	84.00
注射薬	333440202144	ヘパリンナトリウム	100単位10mL1筒	局	ヘパリンNaロッキング用10単位/mLシリンジ10mL「NIG」	日医工製薬工場	126.00
注射薬	333440202395	ヘパリンナトリウム	500単位5mL1筒	局	ヘパリンNaロッキング用100単位/mLシリンジ「オーツカ」5mL	大塚製薬工場	155.00
注射薬	333440203113	ヘパリンナトリウム	500単位5mL1筒	局	ヘパリンNaロッキング用100単位/mLシリンジ「SN」5mL	シノノケミカル	101.00
注射薬	333440203130	ヘパリンナトリウム	500単位5mL1筒	局	ヘパリンNaロッキング用100単位/mLシリンジ5mL「NIG」	日医工製薬工場	155.00
注射薬	333440204075	ヘパリンナトリウム	1.000単位10mL1筒	局	ヘパリンNaロッキング用100単位/mLシリンジ「オーツカ」10mL	大塚製薬工場	158.00
注射薬	333440204128	ヘパリンナトリウム	1.000単位10mL1筒	局	ヘパリンNaロッキング用100単位/mLシリンジ「SN」10mL	シノノケミカル	103.00
注射薬	333440204144	ヘパリンナトリウム	1.000単位10mL1筒	局	ヘパリンNaロッキング用100単位/mLシリンジ10mL「NIG」	日医工製薬工場	158.00
注射薬	333440205043	ヘパリンナトリウム	5.000単位10mL1筒	局	ヘパリンNa透新用500単位/mLシリンジ10mL「NP」	ニプロ	255.00
注射薬	333440205093	ヘパリンナトリウム	10.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用500単位/mLシリンジ20mL「NP」	ニプロ	401.00
注射薬	333440205094	ヘパリンナトリウム	3.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用150単位/mLシリンジ20mL「フゾー」	扶桑薬品工業	233.00
注射薬	333440205094	ヘパリンナトリウム	3.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用150単位/mLシリンジ20mL	大塚製薬工場	233.00
注射薬	333440205095	ヘパリンナトリウム	3.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用150単位/mLシリンジ20mL「NIG」	日医工製薬工場	233.00
注射薬	333440206109	ヘパリンナトリウム	4.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用200単位/mLシリンジ20mL「フゾー」	扶桑薬品工業	255.00
注射薬	3334402P1048	ヘパリンナトリウム	4.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用200単位/mLシリンジ20mL	大塚製薬工場	255.00
注射薬	3334402P1056	ヘパリンナトリウム	4.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用200単位/mLシリンジ20mL「NIG」	日医工製薬工場	255.00
注射薬	3334402P2028	ヘパリンナトリウム	5.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用250単位/mLシリンジ20mL	扶桑薬品工業	255.00
注射薬	3334402P2044	ヘパリンナトリウム	5.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用250単位/mLシリンジ20mL「フゾー」	扶桑薬品工業	255.00
注射薬	3334402P2052	ヘパリンナトリウム	5.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用250単位/mLシリンジ20mL「ニプロ」	ニプロ	255.00
注射薬	3334402P2060	ヘパリンナトリウム	5.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用250単位/mLシリンジ20mL「NIG」	日医工製薬工場	255.00
注射薬	3334402P2924	ヘパリンナトリウム	7.000単位20mL1筒	局	ヘパリンNa透新用350単位/mLシリンジ20mL「フゾー」	扶桑薬品工業	418.00
注射薬	3334402P4020	ヘパリンナトリウム	3.000単位12mL1筒	局	ヘパリンNa透新用250単位/mLシリンジ12mL「ニプロ」	ニプロ	233.00
注射薬	3334402P5027	ヘパリンナトリウム	4.000単位16mL1筒	局	ヘパリンNa透新用250単位/mLシリンジ16mL「ニプロ」	ニプロ	255.00
注射薬	3334403A1015	ダルテパリンナトリウム	5.000錠分10錠1筒	局	ダルテパリンナトリウム5.000錠分10錠1筒	扶桑薬品工業	371.00
注射薬	3334403A2194	ダルテパリンナトリウム	5.000錠分10錠1筒	局	ダルテパリンNa静注5000単位/5mL「サワイ」	沢井製薬	371.00
注射薬	3334403B2022	ダルテパリンナトリウム	2.500錠分10錠1筒	局	ダルテパリンNa静注2500単位/10mLシリンジ「ニプロ」	ニプロ	455.00
注射薬	3334403B2029	ダルテパリンナトリウム	3.000錠分12mL1筒	局	ダルテパリンNa静注3000単位/12mLシリンジ「ニプロ」	ニプロ	521.00
注射薬	3334403B4025	ダルテパリンナトリウム	4.000錠分16mL1筒	局	ダルテパリンNa静注4000単位/16mLシリンジ「ニプロ」	ニプロ	645.00
注射薬	3334403B5021	ダルテパリンナトリウム	5.000錠分20mL1筒	局	ダルテパリンNa静注5000単位/20mLシリンジ「ニプロ」	ニプロ	728.00
注射薬	392940701047	レボソリナート	2.5mg1筒	局	レボソリナート点静注用2.5mg「F」	富士製薬工業	456.00
注射薬	392940701055	レボソリナート	2.5mg1筒	局	レボソリナート点静注用2.5mg「HK」	光武薬	456.00
注射薬	392940701063	レボソリナート	2.5mg1筒	局	レボソリナート点静注用2.5mg「NK」	高田製薬	456.00
注射薬	392940701071	レボソリナート	2.5mg1筒	局	レボソリナート点静注用2.5mg「NP」	ニプロ	456.00
注射薬	392940701080	レボソリナート	2.5mg1筒	局	レボソリナート点静注用2.5「オーファ」	大塚製薬工場	456.00
注射薬	392940701098	レボソリナート	2.5mg1筒	局	レボソリナート点静注用2.5mg「サワイ」	沢井製薬	456.00
注射薬	392940701118	レボソリナート	2.5mg1筒	局	レボソリナート点静注用2.5mg「トーブ」	東和薬品	456.00
注射薬	392940701128	レボソリナート	2.5mg1筒	局	レボソリナート点静注用2.5mg「日医工」	日医工	456.00
注射薬	392940701136	レボソリナート	2.5mg1筒	局	レボソリナート点静注用2.5mg「ヤクルト」	高田ヘルステアプリアーションズ	456.00
注射薬	392940701160	レボソリナート	2.5mg1筒	局	アイソソリナート点静注用2.5mg	ファイザー	456.00
注射薬	392940702019	レボソリナート	100mg1筒	局	レボソリナートカクシウム100mg注射用		1,537.00
注射薬	392940702108	レボソリナート	100mg1筒	局	アイソソリナート点静注用100mg	ファイザー	1,537.00
注射薬	3999403D1221	ガベキサートメシル酸塩	100mg1瓶	局	注射用エフゾー100	丸石製薬	179.00
注射薬	3999403D1280	ガベキサートメシル酸塩	100mg1瓶	局	ガベキサートメシル酸塩注射用100mg「サワイ」	沢井製薬	179.00
注射薬	3999403D1310	ガベキサートメシル酸塩	100mg1瓶	局	ガベキサートメシル酸塩注射用100mg「カタタ」	高田製薬	179.00
注射薬	3999407D1017	ナファモスタットメシル酸塩	10mg1瓶	局	ナファモスタットメシル酸塩10mg注射用		187.00
注射薬	3999407D1181	ナファモスタットメシル酸塩	10mg1瓶	局	注射用アサン10	日医工	317.00
注射薬	3999407D1270	ナファモスタットメシル酸塩	10mg1瓶	局	ナファモスタットメシル酸塩注射用10mg「SW」	沢井製薬	299.00
注射薬	3999407D1297	ナファモスタットメシル酸塩	10mg1瓶	局	ナファモスタットメシル酸塩注射用10mg「トーブ」	東和薬品	299.00
注射薬	3999407D2013	ナファモスタットメシル酸塩	50mg1瓶	局	ナファモスタットメシル酸塩50mg注射用		332.00
注射薬	3999407D2021	ナファモスタットメシル酸塩	50mg1瓶	局	注射用アサン50	日医工	715.00
注射薬	3999407D2285	ナファモスタットメシル酸塩	50mg1瓶	局	ナファモスタット注射用50mg「SW」	沢井製薬	650.00
注射薬	3999407D2307	ナファモスタットメシル酸塩	50mg1瓶	局	ナファモスタットメシル酸塩注射用50mg「トーブ」	東和薬品	715.00
注射薬	3999407D3010	ナファモスタットメシル酸塩	100mg1瓶	局	ナファモスタットメシル酸塩100mg注射用		732.00
注射薬	3999407D3176	ナファモスタットメシル酸塩	100mg1瓶	局	ナファモスタットメシル酸塩注射用100mg「AY」	エイワイファーマ	841.00
注射薬	3999407D3192	ナファモスタットメシル酸塩	100mg1瓶	局	ナファモスタットメシル酸塩注射用100mg「NIG」	日医工製薬工場	1,138.00
注射薬	3999407D4032	ナファモスタットメシル酸塩	150mg1瓶	局	ナファモスタットメシル酸塩注射用150mg「AY」	エイワイファーマ	1,802.00
注射薬	4240406A1015	バクリタキセル	30mg5mL1瓶	局	バクリタキセル30mg5mL注射液		1,652.00
注射薬	4240406A1031	バクリタキセル	30mg5mL1瓶	局	タキソール注射液30mg	クリニジェン	1,652.00
注射薬	4240406A2046	バクリタキセル	100mg16.7mL1瓶	局	バクリタキセル注100mg/16.7mL「NK」	日本化薬	5,241.00
注射薬	4240406A2054	バクリタキセル	100mg16.7mL1瓶	局	バクリタキセル注射液100mg「サワイ」	沢井製薬	5,241.00
注射薬	4240406A2089	バクリタキセル	100mg16.7mL1瓶	局	バクリタキセル注射液100mg「NP」	ニプロ	5,241.00
注射薬	4291401A1011	シスプラチン	10mg20mL1瓶	局	シスプラチン10mg20mL注射液		1,016.00
注射薬	4291401A1097	シスプラチン	10mg20mL1瓶	局	ランダ注10mg/20mL	日本化薬	1,016.00
注射薬	4291401A2018	シスプラチン	2.5mg50mL1瓶	局	シスプラチン2.5mg50mL注射液		2,167.00
注射薬	4291401A2093	シスプラチン	2.5mg50mL1瓶	局	ランダ注2.5mg/50mL	日本化薬	2,167.00
注射薬	4291401A3014	シスプラチン	50mg100mL1瓶	局	シスプラチン50mg100mL注射液		3,363.00
注射薬	4291401A3090	シスプラチン	50mg100mL1瓶	局	ランダ注50mg/100mL	日本化薬	3,363.00
注射薬	4291403A1010	カルボプラチン	50mg5mL1瓶	局	カルボプラチン50mg5mL注射液		1,474.00
注射薬	4291403A1088	カルボプラチン	50mg5mL1瓶	局	バラブランチ注射液50mg	クリニジェン	1,474.00
注射薬	4291403A2092	カルボプラチン	150mg15mL1瓶	局	カルボプラチン点滴静注液150mg「NK」	ヴィアトリス・ヘルステア	3,417.00
注射薬	4291403A2122	カルボプラチン	150mg15mL1瓶	局	カルボプラチン注射液150mg「日医工」	日医工	3,417.00
注射薬	4291403A2130	カルボプラチン	150mg15mL1瓶	局	カルボプラチン点滴静注液150mg「SW」	沢井製薬	3,417.00
注射薬	4291403A3099	カルボプラチン	450mg45mL1瓶	局	カルボプラチン点滴静注液450mg「NK」	ヴィアトリス・ヘルステア	8,097.00
注射薬	4291403A3137	カルボプラチン	450mg45mL1瓶	局	カルボプラチン点滴静注液450mg「SW」	沢井製薬	8,097.00
注射薬	6113400A1014	バンコマイシン塩酸塩	0.5g1瓶	局	バンコマイシン塩酸塩0.5g静注用		648.00
注射薬	6113400A1090	バンコマイシン塩酸塩	0.5g1瓶	局	バンコマイシン塩酸塩点滴静注用0.5g「サワイ」	沢井製薬	681.00

注射薬	6113400A1200	バンコマイシン塩酸塩	0.5g1瓶	同	※ 塩酸バンコマイシン点静注用0.5g〔OK〕	大塚製薬	710.00
注射薬	6113400A1219	バンコマイシン塩酸塩	0.5g1瓶	同	バンコマイシン塩酸塩点静注用0.5g〔明治〕	Meiji Seika ファルマ	754.00
注射薬	6113400A1227	バンコマイシン塩酸塩	0.5g1瓶	同	バンコマイシン塩酸塩点静注用0.5g〔VTRS〕	グイアトリス・ヘルスケア	754.00
注射薬	6113400A1235	バンコマイシン塩酸塩	0.5g1瓶	同	バンコマイシン塩酸塩点静注用0.5g〔NIG〕	日医工岐阜工場	754.00
注射薬	6113400A2061	バンコマイシン塩酸塩	1g1瓶	同	バンコマイシン塩酸塩点静注用1g〔明治〕	Meiji Seika ファルマ	1,505.00
注射薬	6113400A2070	バンコマイシン塩酸塩	1g1瓶	同	バンコマイシン塩酸塩点静注用1g〔VTRS〕	グイアトリス・ヘルスケア	1,505.00
注射薬	6131403D0447	ピペラシリンナトリウム	1g1瓶	同	ペントシリン注射用1g	富士フイルム富山化学	332.00
注射薬	6131403D1225	ピペラシリンナトリウム	1g1瓶	同	ピペラシリンNa注射用1g〔サワイ〕	沢井製薬	332.00
注射薬	6131403D1241	ピペラシリンナトリウム	1g1瓶	同	ピペラシリンNa注射用1g〔トローフ〕	東和薬品	332.00
注射薬	6131403D1276	ピペラシリンナトリウム	1g1瓶	同	ピペラシリンNa注射用1g〔NIG〕	日医工岐阜工場	332.00
注射薬	6131403D2943	ピペラシリンナトリウム	2g1瓶	同	ペントシリン注射用2g	富士フイルム富山化学	569.00
注射薬	6131403D3238	ピペラシリンナトリウム	2g1瓶	同	ピペラシリンNa注射用2g〔トローフ〕	東和薬品	579.00
注射薬	6132400F1017	セフトラム塩酸塩	2.50mg1瓶	同	セフトラム塩酸塩2.500mg静注用		174.00
注射薬	6132400F1033	セフトラム塩酸塩	2.50mg1瓶	同	バンズホリン静注用0.25g	武田チベ薬品	270.00
注射薬	6132400F2013	セフトラム塩酸塩	5.00mg1瓶	同	セフトラム塩酸塩5.000mg静注用		228.00
注射薬	6132400F2030	セフトラム塩酸塩	5.00mg1瓶	同	バンズホリン静注用0.5g	武田チベ薬品	360.00
注射薬	6132400F3010	セフトラム塩酸塩	1g1瓶	同	セフトラム塩酸塩1g静注用		270.00
注射薬	6132400F3036	セフトラム塩酸塩	1g1瓶	同	バンズホリン静注用1g	武田チベ薬品	373.00
注射薬	6132400F4021	セフトラム塩酸塩	2.50mg1瓶	同	セフトラム静注用0.25g	アルフレックファーマ	270.00
注射薬	6132400F4030	セフトラム塩酸塩	2.50mg1瓶	同	セフトラムNa静注用0.25g〔NP〕	ニプロ	270.00
注射薬	6132400F4056	セフトラム塩酸塩	2.50mg1瓶	同	セフトラムNa静注用0.25g〔日医工〕	日医工ファーマ	270.00
注射薬	6132400F4055	セフトラム塩酸塩	2g1瓶	同	セフトラム静注用2g	アルフレックファーマ	740.00
注射薬	6132400F4128	セフトラム塩酸塩	2g1瓶	同	セフトラムNa静注用2g〔NP〕	ニプロ	803.00
注射薬	6132400F4132	セフトラム塩酸塩	2g1瓶	同	セフトラムNa静注用2g〔日医工〕	日医工ファーマ	803.00
注射薬	6132418F1017	セフトラジム水和物	5.00mg1瓶	同	セフトラジム5.000mg静注用		288.00
注射薬	6132418F1122	セフトラジム水和物	5.00mg1瓶	同	セフトラジム静注用0.5g〔NP〕	ニプロ	456.00
注射薬	6132418F1165	セフトラジム水和物	5.00mg1瓶	同	セフトラジム静注用0.5g〔CHM〕	ケミックス	304.00
注射薬	6132418F1165	セフトラジム水和物	5.00mg1瓶	同	セフトラジム静注用0.5g〔VTRS〕	グイアトリス・ヘルスケア	304.00
注射薬	6132418F2013	セフトラジム水和物	1g1瓶	同	セフトラジム1g静注用		444.00
注射薬	6132418F2110	セフトラジム水和物	1g1瓶	同	セフトラジム静注用1g〔NP〕	ニプロ	688.00
注射薬	6132418F2153	セフトラジム水和物	1g1瓶	同	セフトラジム静注用1g〔日医工〕	日医工	446.00
注射薬	6132418F2170	セフトラジム水和物	1g1瓶	同	セフトラジム静注用1g〔CHM〕	ケミックス	304.00
注射薬	6132418F2196	セフトラジム水和物	1g1瓶	同	セフトラジム静注用1g〔VTRS〕	グイアトリス・ヘルスケア	686.00
注射薬	6132419F1020	セフトリアキソンナトリウム水和物	5.00mg1瓶	同	ロセフィン静注用0.5g	太誠ファルマ	359.00
注射薬	6132419F1119	セフトリアキソンナトリウム水和物	5.00mg1瓶	同	セフトリアキソンNa静注用0.5g〔サワイ〕	沢井製薬	346.00
注射薬	6132419F1160	セフトリアキソンナトリウム水和物	5.00mg1瓶	同	セフトリアキソンNa静注用0.5g〔VTRS〕	グイアトリス・ヘルスケア	359.00
注射薬	6132419F2026	セフトリアキソンナトリウム水和物	1g1瓶	同	ロセフィン静注用1g	太誠ファルマ	422.00
注射薬	6132419F2131	セフトリアキソンナトリウム水和物	1g1瓶	同	セフトリアキソンNa静注用1g〔サワイ〕	沢井製薬	422.00
注射薬	6132419F2174	セフトリアキソンナトリウム水和物	1g1瓶	同	セフトリアキソンNa静注用1g〔CHM〕	ケミックス	422.00
注射薬	6132419F2182	セフトリアキソンナトリウム水和物	1g1瓶	同	セフトリアキソンNa静注用1g〔VTRS〕	グイアトリス・ヘルスケア	422.00
注射薬	6132419G1025	セフトリアキソンナトリウム水和物	1g1キット (生理食塩液100mL付)	同	ロセフィン点静注用1gバッグ	太誠ファルマ	1,064.00
注射薬	6132419G1068	セフトリアキソンナトリウム水和物	1g1キット (生理食塩液100mL付)	同	セフトリアキソンナトリウム点静注用バッグ1g〔VTRS〕	グイアトリス・ヘルスケア	1,064.00
注射薬	6139400D1033	メロベネム水和物	2.50mg1瓶	同	メロベネム点静注用0.25g	住友ファーマ	549.00
注射薬	6139400D1059	メロベネム水和物	2.50mg1瓶	同	メロベネム点静注用0.25g〔日医工〕	日医工ファーマ	560.00
注射薬	6139400D1068	メロベネム水和物	2.50mg1瓶	同	メロベネム点静注用0.25g〔NP〕	ニプロ	560.00
注射薬	6139400D1084	メロベネム水和物	2.50mg1瓶	同	メロベネム点静注用0.25g〔サワイ〕	沢井製薬	560.00
注射薬	6139400D1106	メロベネム水和物	2.50mg1瓶	同	メロベネム点静注用0.25g〔トローフ〕	東和薬品	560.00
注射薬	6139400D1114	メロベネム水和物	2.50mg1瓶	同	メロベネム点静注用0.25g〔明治〕	Meiji Seika ファルマ	560.00
注射薬	6139400D2030	メロベネム水和物	5.00mg1瓶	同	メロベネム点静注用0.5g	住友ファーマ	569.00
注射薬	6139400D2056	メロベネム水和物	5.00mg1瓶	同	メロベネム点静注用0.5g〔日医工〕	日医工ファーマ	656.00
注射薬	6139400D2064	メロベネム水和物	5.00mg1瓶	同	メロベネム点静注用0.5g〔NP〕	ニプロ	656.00
注射薬	6139400D2080	メロベネム水和物	5.00mg1瓶	同	メロベネム点静注用0.5g〔サワイ〕	沢井製薬	656.00
注射薬	6139400D2102	メロベネム水和物	5.00mg1瓶	同	メロベネム点静注用0.5g〔トローフ〕	東和薬品	656.00
注射薬	6139400D2110	メロベネム水和物	5.00mg1瓶	同	メロベネム点静注用0.5g〔明治〕	Meiji Seika ファルマ	656.00
注射薬	6139400G1030	メロベネム水和物	5.00mg1キット (生理食塩液100mL付)	同	メロベネム点静注用キット0.5g	住友ファーマ	976.00
注射薬	6139400G1048	メロベネム水和物	5.00mg1キット (生理食塩液100mL付)	同	メロベネム点静注用バッグ0.5g〔NP〕	ニプロ	982.00
注射薬	6139400G1064	メロベネム水和物	5.00mg1キット (生理食塩液100mL付)	同	メロベネム点静注用バッグ0.5g〔明治〕	Meiji Seika ファルマ	982.00
注射薬	6139500F1091	セフトラゾリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(5.00mg)1瓶	同	セフトラゾリン静注用0.5g	沢井製薬	379.00
注射薬	6139500F1121	セフトラゾリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(5.00mg)1瓶	同	ワイスター配合静注用0.5g	ニプロ	379.00
注射薬	6139500F2053	セフトラゾリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(1g)1瓶	同	セフトラゾリン静注用1g	沢井製薬	313.00
注射薬	6139500F2179	セフトラゾリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(1g)1瓶	同	ワイスター配合静注用1g	ニプロ	313.00
注射薬	6139500G1089	セフトラゾリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(1g)1キット (生理食塩液100mL付)	同	ワイスター配合点静注用1gバッグ	ニプロ	720.00
注射薬	6139504F1014	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(0.75g)1瓶	同	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム0.75g静注用		315.00
注射薬	6139504F1030	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(0.75g)1瓶	同	ユナスピン静注用0.75g	ケミックス	392.00
注射薬	6139504F1065	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(0.75g)1瓶	同	スルバクタム静注用0.75g	Meiji Seika ファルマ	392.00
注射薬	6139504F1103	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(0.75g)1瓶	同	ピシバクタム静注用0.75g	日医工	392.00
注射薬	6139504F2010	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(1.5g)1瓶	同	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム1.5g静注用		388.00
注射薬	6139504F2053	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(1.5g)1瓶	同	ユナスピン静注用1.5g	ケミックス	597.00
注射薬	6139504F3017	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(3g)1瓶	同	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム3g静注用		494.00
注射薬	6139504G3084	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(3g)1瓶	同	ユナスピン静注用3g	ケミックス	778.00
注射薬	6139504G1028	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(1.5g)1キット (生理食塩液100mL付)	同	ユナスピンSキット静注用1.5g	ファイザー	943.00
注射薬	6139504G2024	アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム	(3g)1キット (生理食塩液100mL付)	同	ユナスピンSキット静注用3g	ファイザー	1,175.00
注射薬	6152401F1090	ミノサイクリン塩酸塩	1.00mg1瓶	同	ミノサイクリン塩酸塩点静注用1.000mg〔日医工〕	日医工	219.00
注射薬	6152401F1138	ミノサイクリン塩酸塩	1.00mg1瓶	同	ミノサイクリン点静注用1.000mg	ファイザー	196.00
注射薬	6152401F1146	ミノサイクリン塩酸塩	1.00mg1瓶	同	ミノサイクリン塩酸塩点静注用1.000mg〔サワイ〕	沢井製薬	219.00
注射薬	6152401F1162	ミノサイクリン塩酸塩	1.00mg1瓶	同	ミノサイクリン塩酸塩点静注用1.000mg〔NIG〕	日医工岐阜工場	219.00
注射薬	6250401A1018	アムピロシリン	2.50mg1管	同	アムピロシリン2.500mg注射液		378.00
注射薬	6250401F1015	アムピロシリン	2.50mg1瓶	同	アムピロシリン2.500mg注射液		378.00
注射薬	6250401F1155	アムピロシリン	2.50mg1瓶	同	ゾピラック点静注用2.50	グラクソ・スミスクライン	378.00
注射薬	6250401G4036	アムピロシリン	2.50mg100mL1袋	同	アムピロシリン点静注用2.500mgバッグ100mL〔アイロム〕	ネオクリティカ薬業	1,319.00
注射薬	6290401A1098	フルコナゾール	0.2%50mL1液	同	フルコナゾール静注用100mg〔F〕	富士製薬工業	1,520.00
注射薬	6290401A1506	フルコナゾール	0.2%100mL1液	同	フルコナゾール静注200mg〔NP〕	ニプロ	2,598.00
注射薬	6290401A1608	フルコナゾール	0.1%50mL1液	同	フルコナゾール静注50mg〔NP〕	ニプロ	1,193.00
注射薬	7219412A2017	イオパミドール	6.1.2.4%50mL1瓶	同	イオパミドール(3.0)50mL注射液		1,666.00
注射薬	7219412A2068	イオパミドール	6.1.2.4%50mL1瓶	同	イオパミドール注3.0	バイエル薬品	1,754.00
注射薬	7219412A3013	イオパミドール	6.1.2.4%100mL1瓶	同	イオパミドール(3.0)100mL注射液		3,151.00
注射薬	7219412A3072	イオパミドール	6.1.2.4%100mL1瓶	同	イオパミドール注3.0	バイエル薬品	3,263.00
注射薬	7219412A5016	イオパミドール	7.5.5.2%50mL1瓶	同	イオパミドール(3.7)50mL注射液		1,657.00
注射薬	7219412A5067	イオパミドール	7.5.5.2%50mL1瓶	同	イオパミドール注3.7	バイエル薬品	1,657.00
注射薬	7219412A6012	イオパミドール	7.5.5.2%100mL1瓶	同	イオパミドール(3.7)100mL注射液		2,986.00
注射薬	7219412A6071	イオパミドール	7.5.5.2%100mL1瓶	同	イオパミドール注3.7	バイエル薬品	2,986.00
注射薬	7219412A9011	イオパミドール	6.1.2.4%20mL1瓶	同	イオパミドール(3.0)20mL注射液		828.00
注射薬	7219412A9054	イオパミドール	6.1.2.4%20mL1瓶	同	イオパミドール注3.0	バイエル薬品	914.00
注射薬	7219412H1019	イオパミドール	7.5.5.2%20mL1瓶	同	イオパミドール(3.7)20mL注射液		859.00
注射薬	7219412H1051	イオパミドール	7.5.5.2%20mL1瓶	同	イオパミドール注3.7	バイエル薬品	938.00
注射薬	8114402G1047	モルヒネ塩酸塩水和物	1%10mL1筒	麻	モルヒネ塩酸塩注100mgシリンジ〔テルモ〕	テルモ	2,576.00
外用薬	1119702G1011	セボフルラン	1mL	同	セボフルラン吸入液		27.20
外用薬	1119702G1062	セボフルラン	1mL	同	セボフルラン吸入液		27.20
外用薬	1141703J110	アセトアミノフェン	200mg1筒	同	アセトアミノフェン小児用200mg	グイアトリス製薬	20.30
外用薬	1214701S1060	リドカイン	(18mg)3.0.5mm×5.0.0mm1枚	同	リドカインテープ18mg〔NP〕	ニプロ	47.60
外用薬	1214701S1078	リドカイン	(18mg)3.0.5mm×5.0.0mm1枚	同	リドカインテープ18mg〔ニプロ〕	ニプロファーマ	47.60
外用薬	131570Q131	フルオロメトロン	0.02%1mL	同	フルオロメトロン点静注0.02%〔わかもと〕	わかもと製薬	26.90
外用薬	131972Q8231	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1%0.85mL1筒	同	ヒアルロン酸Na0.85%85粘剤1%〔アルコン〕	日本アルコン	3,592.80

外用薬	132970701076	フルチカゾンプロピオン酸エステル	2.04mg4mL1瓶	フルチカゾン点鼻液50μg「サワイ」28噴霧用	沢井製薬	415.70
外用薬	132970701254	フルチカゾンプロピオン酸エステル	2.04mg4mL1瓶	フルチカゾン点鼻液50μg「杏林」28噴霧用	キョーリンメディオ	415.70
外用薬	132970702030	フルチカゾンプロピオン酸エステル	2.04mg4mL1瓶	小児用フルチカゾン点鼻液25μg56噴霧用	アラタノ・スミスクライン	361.60
外用薬	132970702063	フルチカゾンプロピオン酸エステル	2.04mg4mL1瓶	フルチカゾン点鼻液25μg小児用「サワイ」56噴霧用	沢井製薬	416.60
外用薬	132970702099	フルチカゾンプロピオン酸エステル	2.04mg4mL1瓶	フルチカゾン点鼻液25μg小児用「杏林」56噴霧用	キョーリンメディオ	416.60
外用薬	225870161071	クロモグリク酸ナトリウム	1%2mL1罇	クロモグリク酸Na吸入液1%「サワイ」	沢井製薬	32.90
外用薬	225870161071	クロモグリク酸ナトリウム	1%2mL1罇	クロモグリク酸Na吸入液1%「サワイ」	沢井製薬	32.90
外用薬	225970751071	ツロブテロール	0.5mg1枚	ツロブテロールテープ0.5mg「サワイ」	沢井製薬	22.90
外用薬	2357701K1040	グリセリン	50%10mL	グリセリン浸液「ヤマセン」	山善製薬	11.40
外用薬	2357701K1121	グリセリン	50%10mL	グリセリン浸液50%「ケンコー」	健栄製薬	11.40
外用薬	2399715X1023	メサタジン	1g1罇	メサタジン錠1g	杏林製薬	363.70
外用薬	2399715X1033	メサタジン	1g1罇	メサタジン錠1g「JIC」	日本ジネリック	366.80
外用薬	2612704Q1068	ヨードチンキ	10mL	山善ヨードチンキ	山善製薬	16.50
外用薬	2612705X1040	ヨードチンキ	10mL	三九ヨードチンキ	サンケイファ	18.10
外用薬	2646720M1071	ブレドニゾン吉草酸エステル酢酸エステル	0.3%1g	スピラゾン軟膏0.3%	岩城製薬	14.70
外用薬	2646720M1085	ブレドニゾン吉草酸エステル酢酸エステル	0.3%1g	スピラゾントリートメント0.3%	岩城製薬	14.70
外用薬	2646720Q1057	ブレドニゾン吉草酸エステル酢酸エステル	0.3%1g	スピラゾーション0.3%	岩城製薬	14.70
外用薬	2646720Q1065	ブレドニゾン吉草酸エステル酢酸エステル	0.3%1g	リドメックスコンポジション0.3%	興和	14.70
外用薬	2646725M1201	ジフルブレドナート	0.05%1g	マイザー軟膏0.05%	田辺三菱製薬	12.00
外用薬	2646725M1228	ジフルブレドナート	0.05%1g	ジフルブレドナート軟膏0.05%「MYK」	福田薬品工業	13.00
外用薬	2646725M1238	ジフルブレドナート	0.05%1g	ジフルブレドナート軟膏0.05%「イワキ」	岩城製薬	13.00
外用薬	2646725M1350	ジフルブレドナート	0.05%1g	マイザークリーム0.05%	田辺三菱製薬	12.00
外用薬	2646725M1499	ジフルブレドナート	0.05%1g	ジフルブレドナートクリーム0.05%「イワキ」	岩城製薬	13.00
外用薬	2646725Q1017	ジフルブレドナート	0.05%1g	ジフルブレドナート0.05%ローション	岩城製薬	13.00
外用薬	2646725Q1076	ジフルブレドナート	0.05%1g	ジフルブレドナートローション0.05%「MYK」	福田薬品工業	13.00
外用薬	2646726M1141	デキサメタゾンプロピオン酸エステル	0.1%1g	デキサメタゾンプロピオン酸エステル軟膏0.1%「日医工」	福田薬品工業	13.40
外用薬	2646726M1147	デキサメタゾンプロピオン酸エステル	0.1%1g	デキサメタゾンプロピオン酸エステルクリーム0.1%「日医工」	福田薬品工業	13.40
外用薬	2646727M1022	アルクロメタゾンプロピオン酸エステル	0.1%1g	アルメタ軟膏	シノノギファーマ	22.20
外用薬	2646727M1065	アルクロメタゾンプロピオン酸エステル	0.1%1g	アルクロメタゾンプロピオン酸エステル軟膏0.1%「イワキ」	岩城製薬	28.30
外用薬	2649731M1071	フェルピナク	3%1g	ナバゲルン軟膏3%	帝國製薬	4.80
外用薬	2649731M1098	フェルピナク	3%1g	フェルピナクステック軟膏3%「三笠」	三笠製薬	4.80
外用薬	2649731M1034	フェルピナク	3%1g	ナバゲルンクリーム3%	帝國製薬	4.80
外用薬	2649735S1095	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm1枚	ロキソプロフェンNaパップ100mg「タカタ」	福田製薬	19.40
外用薬	2649735S2083	ロキソプロフェンナトリウム水和物	7cm×10cm1枚	ロキソプロフェンNaテープ50mg「NIP」	ニプロファーマ	12.90
外用薬	2649735S3160	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm1枚	ロキソプロフェンNaテープ100mg「タカタ」	福田製薬	19.40
外用薬	2655709N1088	ゲトコナゾール	2%1g	ゲトコナゾールクリーム2%「NR」	東光薬品工業	22.10
外用薬	2655709Q1076	ゲトコナゾール	2%1g	ゲトコナゾール外用液2%「NR」	東光薬品工業	22.10
外用薬	2655710M1034	ラノコナゾール	1%1g	アスタット軟膏1%	マルホ	21.20
外用薬	2655710M1042	ラノコナゾール	1%1g	ラノコナゾール軟膏1%「イワキ」	岩城製薬	24.20
外用薬	2655710N1030	ラノコナゾール	1%1g	アスタットクリーム1%	マルホ	21.20
外用薬	2655710N1048	ラノコナゾール	1%1g	ラノコナゾールクリーム1%「イワキ」	岩城製薬	24.20
外用薬	2655710Q1036	ラノコナゾール	1%1mL	アスタット外用液1%	マルホ	21.20
外用薬	2655710Q1044	ラノコナゾール	1%1mL	ラノコナゾール外用液1%「イワキ」	岩城製薬	24.20
外用薬	729070311039	フルオレセイン	1枚	フルオレセイン試験紙0.7mg	あゆみ製薬	28.60
外用薬	8219700S5018	フェンタニル	2.1mg1枚	フェンタニル2.1mg貼付剤	ヤンセンファーマ	1,104.80
外用薬	8219700S5026	フェンタニル	2.1mg1枚	デュロテップMTパッチ2.1mg	ヤンセンファーマ	1,649.60
外用薬	8219700S5034	フェンタニル	2.1mg1枚	フェンタニル3日用テープ2.1mg「HMT」	久光製薬	1,649.60
外用薬	8219700S5069	フェンタニル	2.1mg1枚	フェンタニル3日用テープ2.1mg「トロー」	東和薬品	1,649.60
外用薬	8219700S5077	フェンタニル	2.1mg1枚	フェンタニル3日用テープ2.1mg「ダイコク」	帝國製薬	1,649.60
外用薬	8219700S6014	フェンタニル	4.2mg1枚	フェンタニル4.2mg貼付剤	ヤンセンファーマ	2,092.70
外用薬	8219700S6022	フェンタニル	4.2mg1枚	デュロテップMTパッチ4.2mg	ヤンセンファーマ	2,868.40
外用薬	8219700S6030	フェンタニル	4.2mg1枚	フェンタニル3日用テープ4.2mg「HMT」	久光製薬	2,868.40
外用薬	8219700S6065	フェンタニル	4.2mg1枚	フェンタニル3日用テープ4.2mg「トロー」	東和薬品	2,868.40
外用薬	8219700S6073	フェンタニル	4.2mg1枚	フェンタニル3日用テープ4.2mg「ダイコク」	帝國製薬	2,868.40
外用薬	8219700S7010	フェンタニル	8.4mg1枚	フェンタニル8.4mg貼付剤	ヤンセンファーマ	3,694.10
外用薬	8219700S7029	フェンタニル	8.4mg1枚	デュロテップMTパッチ8.4mg	ヤンセンファーマ	5,592.90
外用薬	8219700S7037	フェンタニル	8.4mg1枚	フェンタニル3日用テープ8.4mg「HMT」	久光製薬	5,592.90
外用薬	8219700S7061	フェンタニル	8.4mg1枚	フェンタニル3日用テープ8.4mg「トロー」	東和薬品	5,592.90
外用薬	8219700S7070	フェンタニル	8.4mg1枚	フェンタニル3日用テープ8.4mg「ダイコク」	帝國製薬	5,592.90
外用薬	8219700S8017	フェンタニル	12.6mg1枚	フェンタニル12.6mg貼付剤	ヤンセンファーマ	5,643.50
外用薬	8219700S8025	フェンタニル	12.6mg1枚	デュロテップMTパッチ12.6mg	ヤンセンファーマ	7,790.60
外用薬	8219700S8033	フェンタニル	12.6mg1枚	フェンタニル3日用テープ12.6mg「HMT」	久光製薬	7,790.60
外用薬	8219700S8068	フェンタニル	12.6mg1枚	フェンタニル3日用テープ12.6mg「トロー」	東和薬品	7,790.60
外用薬	8219700S8076	フェンタニル	12.6mg1枚	フェンタニル3日用テープ12.6mg「ダイコク」	帝國製薬	7,790.60
外用薬	8219700S9013	フェンタニル	16.8mg1枚	フェンタニル16.8mg貼付剤	ヤンセンファーマ	7,405.00
外用薬	8219700S9021	フェンタニル	16.8mg1枚	デュロテップMTパッチ16.8mg	ヤンセンファーマ	9,294.80
外用薬	8219700S9030	フェンタニル	16.8mg1枚	フェンタニル3日用テープ16.8mg「HMT」	久光製薬	9,294.80
外用薬	8219700S9064	フェンタニル	16.8mg1枚	フェンタニル3日用テープ16.8mg「トロー」	東和薬品	9,294.80
外用薬	8219700S9072	フェンタニル	16.8mg1枚	フェンタニル3日用テープ16.8mg「ダイコク」	帝國製薬	9,294.80
外用薬	821970076010	フェンタニル	1.38mg1枚	フェンタニル1.38mg貼付剤	ヤンセンファーマ	781.30
外用薬	821970077016	フェンタニル	2.75mg1枚	フェンタニル2.75mg貼付剤	ヤンセンファーマ	2,092.70
外用薬	821970078012	フェンタニル	5.5mg1枚	フェンタニル5.5mg貼付剤	ヤンセンファーマ	4,004.10
外用薬	821970079019	フェンタニル	8.25mg1枚	フェンタニル8.25mg貼付剤	ヤンセンファーマ	5,643.50
外用薬	821970001013	フェンタニル	11.1mg1枚	フェンタニル11.1mg貼付剤	ヤンセンファーマ	7,405.00

※ 5月22日に掲載した品目リストについて、通常示している医薬品コードとは異なるコードを付していたため、5月23日に修正差し替えを行いました。
本差し替えにあたり、対象品目の変更ありませんが、薬価基準において統一名称とされている品目については統一名での掲載に修正いたしました。

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

松本吉郎

(公印省略)

抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドライン の策定に伴う留意事項の一部改正について

革新的かつ高額な医薬品については、国民負担や医療保険財政に与える影響が懸念される一方で、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間は、その恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際には必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用されることが重要であるとの観点から、「最適使用推進ガイドライン」を策定することとされております。

今般、ペムプロリズマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：キイトルーダ点滴静注100mg）に関して、最適使用推進ガイドラインが改訂されたことに伴い、本製剤に係る留意事項が改正されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、本件について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

(添付資料)

- ・抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について

(令和6年5月17日付け 保医発0517第1号 厚生労働省保険局医療課長)

[別添] として、下記通知を含む

- ・令和6年5月17日付け 医薬薬審発0517第5号 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長「ペムプロリズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（胃癌及び胆道癌）の作成及び最適使用推進ガイドライン（非小細胞肺癌、古典的ホジキンリンパ腫、尿路上皮癌、高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-High）を有する固形癌及び結腸・直腸癌、頭頸部癌、腎細胞癌、食道癌並びに乳癌）の簡略版への切替えについて」

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）

抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う 留意事項の一部改正について

抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤である「ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）製剤（販売名：キイトルーダ点滴静注100mg）」については、「抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（平成29年2月14日付け保医発0214第4号。以下「抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知」という。）において、保険適用上の取扱いに係る留意事項を通知しているところです。

今般、「ペムブロリズマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（胃癌及び胆道癌）の作成及び最適使用推進ガイドライン（非小細胞肺癌、古典的ホジキンリンパ腫、尿路上皮癌、高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-High）を有する固形癌及び結腸・直腸癌、頭頸部癌、腎細胞癌、食道癌並びに乳癌）の簡略版への切替えについて」（別添：令和6年5月17日付け医薬薬審発0517第5号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）のとおり、最適使用推進ガイドラインが改訂されたことに伴い、本製剤に係る留意事項を下記のとおり改正するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

抗 PD-1 抗体抗悪性腫瘍剤留意事項通知の記の2の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(11)及び(15)を次のように改め、(18)及び(19)を加える。

2 キイトルーダ点滴静注100mg

(2) 悪性黒色腫

本製剤を悪性黒色腫の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）

ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）

イ 特定機能病院

ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設

- オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設
- 2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載）
- ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。
- イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上の皮膚悪性腫瘍診療の臨床経験を有していること。
- (3) 切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌
- 本製剤を切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）
- ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）
- イ 特定機能病院
- ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）
- エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設
- オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設
- 2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載）
- ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。
- イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、肺癌のがん薬物療法を含む呼吸器病学の臨床研修を行っていること。
- 3) 本剤を単独で投与する場合、PD-L1陽性を確認した検査の実施年月日及び検査結果（発現率）
- (4) 再発又は難治性の古典的ホジキンリンパ腫
- 本製剤を再発又は難治性の古典的ホジキンリンパ腫の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
- 1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）
- ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）
- イ 特定機能病院
- ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）
- エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設
- オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設
- 2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載）
- ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っている

ること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。
イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。
うち、3年以上は、造血器悪性腫瘍のがん薬物療法を含む臨床血液学の研修を行っていること。

(5) がん化学療法後に増悪した根治切除不能な尿路上皮癌

本製剤をがん化学療法後に増悪した根治切除不能な尿路上皮癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）

ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）

イ 特定機能病院

ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載）

ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。

イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の泌尿器科学の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、尿路上皮癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。

(6) がん化学療法後に増悪した進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性（MSIHigh）を有する固形癌（標準的な治療が困難な場合に限る）

本製剤をがん化学療法後に増悪した進行・再発の高頻度マイクロサテライト不安定性（MSIHigh）を有する固形癌（標準的な治療が困難な場合に限る）の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）

ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）

イ 特定機能病院

ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載）

ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。

- イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。
うち、3年以上は、対象となる癌腫領域でのがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。

3) MSI-High を確認した検査の実施年月日

(7) 再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌

本製剤を再発又は遠隔転移を有する頭頸部癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）

ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）

イ 特定機能病院

ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) 次に掲げる医師又は歯科医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」若しくは「医師要件イ」又は「医師・歯科医師要件ウ」のうち該当するものを記載）

ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。

イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の耳鼻咽喉科領域の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、がん薬物療法を含む頭頸部悪性腫瘍診療の臨床研修を行っていること。

ウ 医師免許又は歯科医師免許取得後の初期研修を修了した後に、5年以上の口腔外科の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、がん薬物療法を含む口腔外科のがん治療の臨床研修を行っていること。

なお、本剤による治療においては副作用等の全身的管理を要するため、患者の治療に当たる歯科医師はアからウまでのいずれかに示す条件を満たす医師（頭頸部癌の化学療法及び副作用発現時の対応に十分な知識と経験を持つ医師）との緊密な連携のもとに診療すること。

(8) 根治切除不能又は転移性の腎細胞癌

本製剤を根治切除不能又は転移性の腎細胞癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）

ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）

イ 特定機能病院

ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の

施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載）

ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。

イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の泌尿器科学の臨床研修を行っており、うち、2年以上は、腎細胞癌のがん薬物療法を含むがん治療の臨床研修を行っていること。

(11) PD-L1 陽性のホルモン受容体陰性かつ HER2 陰性の手術不能又は再発乳癌

本製剤を PD-L1 陽性のホルモン受容体陰性かつ HER2 陰性の手術不能又は再発乳癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）

ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）

イ 特定機能病院

ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載）

ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。

イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上の乳癌のがん薬物療法を含む乳腺腫瘍学の臨床研修を行っていること。

3) PD-L1 陽性を確認した検査の実施年月日及び検査結果（発現率）

4) ホルモン受容体陰性、HER2 陰性であることを確認した検査の実施年月日

(15) ホルモン受容体陰性かつ HER2 陰性で再発高リスクの乳癌における術前・術後薬物療法

本製剤をホルモン受容体陰性かつ HER2 陰性で再発高リスクの乳癌における術前・術後薬物療法の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）

ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）

イ 特定機能病院

ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載）

ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。

イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上の乳癌のがん薬物療法を含む乳腺腫瘍学の臨床研修を行っていること。

3) ホルモン受容体陰性、HER2 陰性であることを確認した検査の実施年月日

(18) 治癒切除不能な進行・再発の胃癌

本製剤を治癒切除不能な進行・再発の胃癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）

ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）

イ 特定機能病院

ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」から「医師要件ウ」までのうち該当するものを記載）

ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。

イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、消化器癌のがん薬物療法を含む5年以上の消化器外科学の修練を行っていること。

ウ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、消化器癌のがん薬物療法を含む消化器病学の臨床研修を行っていること。

3) 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「HER2 陰性の患者に投与すること。」とされているので、HER2 陰性を確認した検査の実施年月日

(19) 治癒切除不能な胆道癌

本製剤を治癒切除不能な胆道癌の治療に用いる場合は、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

1) 次に掲げる施設のうち、該当するもの（「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載）

ア 厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院等（都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院など）

イ 特定機能病院

ウ 都道府県知事が指定するがん診療連携病院（がん診療連携指定病院、がん診療連携協力病院、がん診療連携推進病院など）

エ 外来化学療法室を設置し、外来腫瘍化学療法診療料1又は外来腫瘍化学療法診療料2の施設基準に係る届出を行っている施設

オ 抗悪性腫瘍剤処方管理加算の施設基準に係る届出を行っている施設

2) 次に掲げる医師の要件のうち、本製剤に関する治療の責任者として配置されている者が該当するもの（「医師要件ア」又は「医師要件イ」と記載）

ア 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に5年以上のがん治療の臨床研修を行っていること。うち、2年以上は、がん薬物療法を主とした臨床腫瘍学の研修を行っていること。

イ 医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に4年以上の臨床経験を有していること。うち、3年以上は、胆道癌のがん薬物療法を含むがん治療の研修を行っていること。

3) 本製剤を他の抗悪性腫瘍剤と併用する場合、次に掲げる併用投与を行った旨（「併用投与ア」と記載）

ア ゲムシタビン塩酸塩及びシスプラチンとの併用投与

日医発第406号(保険)

令和6年5月24日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

松本吉郎

(公印省略)

検査料の点数の取扱いについて

令和6年4月30日付けで新たな検査手法を用いることが認められることとなり、今般、関連する検査料の点数を添付資料1のとおり取り扱う通知が厚生労働省保険局医療課長から示され、令和6年5月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

また、関連して「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」も発出されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 検査料の点数の取扱いについて

(令和6年4月30日付け 保医発0430第3号 厚生労働省保険局医療課長)

2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

3. 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

(令和6年4月30日付け 保医発0430第1号 厚生労働省保険局医療課長)

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長

（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官

（公 印 省 略）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）及び「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）を下記のとおり改正し、記の1を令和6年5月1日から適用し、記の2を令和6年6月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1第2章第13部第1節N005-3に次を加える。
 - (3) CLDN18 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、治癒切除不能な進行・再発の胃癌患者を対象として、抗 CLDN18.2 モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。
- 2 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）の別添1第2章第13部第1節N005-3に次を加える。
 - (2) CLDN18 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、治癒切除不能な進行・再発の胃癌患者を対象として、抗 CLDN18.2 モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発0304第1号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第12部 (略) 第13部 病理診断 第1節 病理標本作成料 N000～N005-2 (略) N005-3 PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1)・(2) (略) <u>(3) CLDN18 タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製は、治癒切除不能な進行・再発の胃癌患者を対象として、抗 CLDN18.2 モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</u> 第2節 (略) 第3章 (略)	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第12部 (略) 第13部 病理診断 第1節 病理標本作成料 N000～N005-2 (略) N005-3 PD-L1タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1)・(2) (略) (新設) 第2節 (略) 第3章 (略)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第12部 (略) 第13部 病理診断 第1節 病理標本作成料 N000～N005-2 (略) N005-3 PD-L1 タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1) (略) <u>(2) CLDN18 タンパク免疫染色(免疫</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第12部 (略) 第13部 病理診断 第1節 病理標本作成料 N000～N005-2 (略) N005-3 PD-L1 タンパク免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1) (略) (新設)

<p><u>抗体法）病理組織標本作製は、治癒切除不能な進行・再発の胃癌患者を対象として、抗 CLDN18.2 モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</u></p> <p>N005-4 （略）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3章 （略）</p>	<p>N005-4 （略）</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3章 （略）</p>
---	---

■新たに保険適用が認められた検査

令和6年4月30日 保医発0430第3号（令和6年5月1日適用）

No. 1

測定項目	CLDN18 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製
販売名	ベンタナ OptiView CLDN18（43-14A）
区分	E 3（新項目）
測定方法	免疫組織化学染色法（定性）
主な使用目的	がん組織中の CLDN18 タンパクの検出（ゾルベツキシマブ（遺伝子組換え）の胃癌患者への適応を判定するための補助に用いる）
点数	2,700点（N005-3 PD-L1 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製）
関連する留意事項の改正	<p>※1. 令和6年5月1日適用「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）</p> <p>※2. 令和6年5月1日適用「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）の別添1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部）</p> <p>第13部 病理診断</p> <p>第1節 病理標本作成料</p> <p>N000～N005-2 （略）</p> <p>N005-3 PD-L1 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) <u>CLDN18 タンパク免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、治癒切除不能な進行・再発の胃癌患者を対象として、抗 CLDN18.2 モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製を行った場合に、当該抗悪性腫瘍剤の投与方針の決定までの間に1回を限度として算定する。</u></p> <p>第2節 （略）</p>

（日本医師会医療保険課）

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（公 印 省 略）
厚生労働省保険局歯科医療管理官
（公 印 省 略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 等の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、別添1は令和6年5月1日から適用し、別添2は令和6年6月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日保医発0304第1号）の一部改正について
- 別添2 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発0305第4号）の一部改正について

別添1

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 （令和4年3月4日保医発0304第1号）の一部改正について

- 1 別添1の第2章第3部第1節第1款D004-2(4)ウ中の「腫瘍遺伝子変異量検査」を「腫瘍遺伝子変異量検査、RET 融合遺伝子検査」に改める。
- 2 別添1の第2章第3部第1節第1款D004-2(4)オ中の「RET 融合遺伝子検査」を「RET 融合遺伝子検査、BRAF 遺伝子検査」に改める。
- 3 別添1の第2章第3部第1節第1款D004-2(4)クの次に次を加える。
ケ 乳癌における AKT1 遺伝子変異検査、PIK3CA 遺伝子変異検査、PTEN 遺伝子変異検査
- 4 別添1の第2章第3部第1節第1款D006-19(6)キ中の「腫瘍遺伝子変異量検査」を「腫瘍遺伝子変異量検査、RET 融合遺伝子検査」に改める。
- 5 別添1の第2章第3部第1節第1款D006-19(6)クの次に次を加える。
コ 乳癌における AKT1 遺伝子変異検査、PIK3CA 遺伝子変異検査、PTEN 遺伝子変異検査

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
 (令和 6 年 3 月 5 日保医発0305第 4 号) の一部改正について

- 1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D004-2(4)ウ中の「腫瘍遺伝子変異量検査」を「腫瘍遺伝子変異量検査、RET 融合遺伝子検査」に改める。
- 2 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D004-2(4)オ中の「RET 融合遺伝子検査」を「RET 融合遺伝子検査、BRAF 遺伝子検査」に改める。
- 3 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D004-2(4)ケの次に次を加える。
 ケ 乳癌における AKT1 遺伝子変異検査、PIK3CA 遺伝子変異検査、PTEN 遺伝子変異検査
- 4 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D006-19(6)キ中の「腫瘍遺伝子変異量検査」を「腫瘍遺伝子変異量検査、RET 融合遺伝子検査」に改める。
- 5 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D006-19(6)ケの次に次を加える。
 コ 乳癌における AKT1 遺伝子変異検査、PIK3CA 遺伝子変異検査、PTEN 遺伝子変異検査

(別添 1 参考)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304第 1 号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D004 (略) D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア・イ (略) ウ 固形癌における NTRK 融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、 <u>RET 融合遺伝子検査</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D004 (略) D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア・イ (略) ウ 固形癌における NTRK 融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査

<p>エ (略)</p> <p>オ <u>甲状腺癌における RET 融合遺伝子検査、BRAF 遺伝子検査</u></p> <p>カ～ク (略)</p> <p>ケ <u>乳癌における AKT1 遺伝子変異検査、PIK3CA 遺伝子変異検査、PTEN 遺伝子変異検査</u></p> <p>(5)～(15) (略)</p> <p>D005～D006-18 (略)</p> <p>D006-19 <u>がんゲノムプロファイリング検査</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後（終了が見込まれる場合も含む。）にエキスパートパネルで検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>固形癌における NTRK 融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET 融合遺伝子検査</u></p> <p>ク・ケ (略)</p> <p>コ <u>乳癌における AKT1 遺伝子変異検査、PIK3CA 遺伝子変異検査、PTEN 遺伝子変異検査</u></p> <p>D006-20～D025 (略)</p> <p>第2款 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第4部～第13部 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>	<p>エ (略)</p> <p>オ <u>甲状腺癌における RET 融合遺伝子検査</u></p> <p>カ～ク (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5)～(15) (略)</p> <p>D005～D006-18 (略)</p> <p>D006-19 <u>がんゲノムプロファイリング検査</u></p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシングを用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後（終了が見込まれる場合も含む。）にエキスパートパネルで検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ <u>固形癌における NTRK 融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査</u></p> <p>ク・ケ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>D006-20～D025 (略)</p> <p>第2款 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第4部～第13部 (略)</p> <p>第3章 (略)</p>
---	--

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日保医発0305第4号)の一部改正について)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D004 (略) D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア・イ (略) ウ 固形癌における <u>NTRK 融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET 融合遺伝子検査</u> エ (略) オ 甲状腺癌における <u>RET融合遺伝子検査、BRAF 遺伝子検査</u> カ～ク (略) ケ 乳癌における <u>AKT1 遺伝子変異検査、PIK3CA 遺伝子変異検査、PTEN 遺伝子変異検査</u> (5)～(15) (略) D005～D006-18 (略) D006-19 がんゲノムプロファイリング検査 (1)～(5) (略) (6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシング</p>	<p>別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D004 (略) D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) (略) (4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。 ア・イ (略) ウ 固形癌における <u>NTRK 融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査</u> エ (略) オ 甲状腺癌における <u>RET融合遺伝子検査</u> カ～ク (略) (新設) (5)～(15) (略) D005～D006-18 (略) D006-19 がんゲノムプロファイリング検査 (1)～(5) (略) (6) 「注2」に係る規定は、固形腫瘍の腫瘍細胞又は血液を検体とし、100以上のがん関連遺伝子の変異等を検出するがんゲノムプロファイリング検査に用いる医療機器等として薬事承認又は認証を得ている次世代シーケンシング</p>

を用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後（終了が見込まれる場合も含む。）にエキスパートパネルで検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア～カ (略)

キ 固形癌における NTRK 融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査、RET 融合遺伝子検査

ク・ケ (略)

コ 乳癌における AKT1 遺伝子変異検査、PIK3CA 遺伝子変異検査、PTEN 遺伝子変異検査

D006-20～D025 (略)

第2款 (略)

第3節～第4節 (略)

第4部～第13部 (略)

第3章 (略)

を用いて、次に掲げる抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的とした検査を実施した際に併せて取得している包括的なゲノムプロファイルの結果を、標準治療後（終了が見込まれる場合も含む。）にエキスパートパネルで検討を行った上で、治療方針等について文書を用いて患者に説明することにより、「B011-5」に掲げるがんゲノムプロファイリング評価提供料を算定する場合に適用する。なお、この場合には(2)から(5)までを満たすこと。この際、診療報酬明細書の摘要欄に、包括的なゲノムプロファイルの結果を併せて取得した検査の実施日を記載すること。

ア～カ (略)

キ 固形癌における NTRK 融合遺伝子検査、腫瘍遺伝子変異量検査

ク・ケ (略)

(新設)

D006-20～D025 (略)

第2款 (略)

第3節～第4節 (略)

第4部～第13部 (略)

第3章 (略)

一般社団法人 兵庫県医師会
 会長 八田 昌樹 様

芦屋市長 高 島 峻 輔



令和6年度福祉医療費助成制度（乳幼児等及びこども医療費助成）の改正について

平素は、本市福祉行政に格別のご高配を賜り、御礼申し上げます。

本市では、令和6年7月1日より、下記のとおり、乳幼児等及びこども医療費の助成制度を改正いたします。改正に当たり、貴会会員の皆様方にはご負担をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

なお、本市医師会へは、当該制度改正の旨、通知済でありますことを申し添えます。

1 改正概要

対象年齢を高校生相当の方まで引き上げるとともに、1歳から中学3年生までの方について、これまで所得基準額以上で該当されなかったお子様も、助成対象となるよう制度を拡充します。

【令和6年6月30日まで】			
	0歳	1歳～中学3年生	高校生相当
所得基準額以上		助 成 対 象 外	
所得基準額未満	外来・入院:0円(負担なし)		

↓

【令和6年7月1日から】			
	0歳	1歳～中学3年生	高校生相当 ^(※1)
所得基準額以上		外来:800円^(※2)、入院:0円(負担なし)	
所得基準額未満	外来・入院:0円(負担なし)		

※所得基準額・・・保護者・扶養義務者（父母等）のいずれかが、市町村民税所得割額23万5千円以上の場合は所得基準額以上となります。

(※1) 15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日までの方。高等学校等の在学の有無は問いません。

(※2) 同一の医療機関等ごとに1日につき800円を限度に、月2回まで負担。同一月内の3回目以降は負担なしとなります。

2 実施時期

令和6年7月診療分から

本制度の受給資格取得には、交付申請が必要です。また、1歳から中学3年生の方は、所得状況により助成内容が異なります。

3 公費負担者番号

制度の改正による法別番号及び公費負担者番号の変更はありません。

年齢区分	公費負担者番号	所得区分	令和6年7月1日から
0歳	81280075	—	外来・入院:0円(負担なし)
1歳～ 小学3年生	81280075	所得基準額以上	3割負担(未就学児は2割負担) 外来:800円(月3回目からは0円) 入院:0円(負担なし)
		所得基準額未満	外来・入院:0円(負担なし)
小学4年生～ 中学3年生	48280077	所得基準額以上	3割負担 外来:800円(月3回目からは0円) 入院:0円(負担なし)
		所得基準額未満	外来・入院:0円(負担なし)
高校生相当	48280077	—	3割負担 外来:800円(月3回目からは0円) 入院:0円(負担なし)

4 その他

- (1) 令和6年度受給者証の色は、「あさぎ色(ブルー)」です。
- (2) 「障害者医療費助成制度」及び「高齢障害者医療費助成制度」については、令和6年7月1日より、制度名称をそれぞれ「障がい者医療費助成制度」、「高齢障がい者医療費助成制度」(「害」の字を平仮名に変更)に改めます(制度内容に変更はありません)。

【お問い合わせ】

芦屋市地域福祉課福祉医療係
電話 0797-38-2076 (直通)

肥満症治療剤 GLP-1 受容体作動薬（セマグルチド）処方時の留意事項

Q

高血圧で通院中の高度肥満患者が GLP-1 受容体作動薬セマグルチド（ウゴービ[®]皮下注）の処方を希望しています。かかりつけの診療所で処方できますか。

A

ウゴービ[®]皮下注は糖尿病治療薬のオゼンピック[®]皮下注と同一成分ですが、肥満症に対して新規作用機序で保険適応となったため、厚労省の最適使用推進ガイドラインの内容を踏まえた保険適用上の留意事項に従った適正使用が求められます。医療施設の要件では、循環器・糖尿病・内分泌いずれかの学会の教育研修施設で、治療計画に基づいて管理栄養士が栄養指導を行う必要があります。患者の病状が本薬剤添付文書の効能効果を満たしていても一般の診療所では処方できません。

大学病院や地域の中核病院で処方される薬剤となり、診療報酬明細書の摘要欄に患者要件以外にも以下の医療施設と治療計画の要件を記載します。

- 1) 内科、循環器内科、内分泌内科、代謝内科、糖尿病内科のうち該当する標榜診療科名をすべて記載
- 2) 日本循環器学会、日本糖尿病学会、日本内分泌学会のいずれかの専門医を有する自施設または連携施設の常勤医師が本製剤による治療に携わること（連携施設の場合は連携施設名と所在地も記載）
- 3) 日本循環器学会、日本糖尿病学会、日本内分泌学会のいずれかの教育研修施設であること
- 4) 常勤の管理栄養士の免許証番号
- 5) 治療責任者の医師要件として、医師免許取得後2年の初期研修を修了した後に、高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病並びに肥満症の診療に5年以上の臨床研修を有していること。または、医師免許取得後、満7年以上の臨床経験を有し、そのうち5年以上は高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病並びに肥満症の臨床研修を行っていること
- 6) 治療責任者の医師要件として、日本循環器学会、日本糖尿病学会、日本内分泌学会のいずれかの専門医であること
- 7) 食事療法・運動療法に係る治療計画を作成した年月日
- 8) 治療計画に基づく食事療法において、管理栄養士による栄養指導を少なくとも6ヶ月以上受けたことがわかるすべての年月日
- 9) 合併している高血圧、脂質異常症又は2型糖尿病に対して投与中のすべての医薬品名
- 10) 本剤による治療計画（68週以内に投与を中止する計画であること）を作成した年月日

（前 川 浩 一）

在宅医療と ICT

ICT とは「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略であり、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなくインターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。医療分野においてもこれまで活用されてきておりましたが、コロナ禍の影響もあり近年ではさらに活発化しており、特に在宅医療分野では非常に有効なツールと期待されております。

前回の診療報酬改定（令和4年）において「退院時共同指導料」算定の際の ICT 使用の要件が大幅に緩和されました。これは診療報酬における ICT の評価の先駆けといえます。

今回の改定では、さらに連携先（診療所や訪問看護ステーションなど）と ICT で情報共有した場合、「在宅時医学総合管理料（在医総管）」等算定時に「在宅医療情報連携加算」（100点/月）が算定可能となりました【要届出】。また「在宅医療情報連携加算」を算定している末期がん患者に対して ICT で共有された ACP（Advance Care Planning）に関する情報を基に指導を行うと「在宅がん患者緊急時医療情報連携指導料」（200点/月）が算定可能です。

これ以外にも、在支診以外が24時間の連絡・往診体制を患者毎に整えた場合に算定する「在宅療養移行加算」について、ほかの保険医療機関との情報共有の方法として定期的なカンファレンスのみではなく ICT 等を活用して連携する医療機関が常に確認できる体制を確保していることでも差し支えないことと要件緩和がなされております。

また「在宅ターミナルケア加算」や「看取り加算」の算定要件に退院時共同指導の実施が追加されました。これにより「医師が訪問診療の計画のために往診のみを行っている期間があり、計画を立てた初回の訪問診療までに看取りに至った場合」や「月1回の訪問診療を行っている患者の訪問診療の予定日前に状態の急変があり、往診を行ったがそのまま看取りとなった場合」に在宅ターミナルケア加算が算定できないケースが減ることが予想され、この際の条件になる退院時共同指導については前述の通り ICT の活用により算定しやすくなっております。

ICT 活用においては個人情報の安全保護対策が非常に重要です。兵庫県医師会では、兵庫県の在宅医療地域ネットワーク整備事業補助金を活用し、「ICT を活用した ACP を含む多職種連携システム」を構築し、多くの実績を積み重ねてきております。今後も更なる利用促進が期待されます。

（藤岡 武人）

焦りすぎの医療 DX 工程表

2024年診療報酬改定が目玉の一つとして、「医療 DX 推進体制整備加算」が新設されました。医療 DX に対応する体制を確保していることを評価するものであり、初診時に月1回に限り8点の算定が可能等となっています。しかし、施設基準には(1)オンライン請求(2)オンライン資格確認を行う体制整備(3)医師が、電子資格確認を利用して取得した診療情報を活用できる体制(4)電子処方箋を発行する体制(5)電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制(6)マイナンバーカードの健康保険証利用について、一定の実績(7)医療 DX 推進の体制を有していることの院内掲示(8)(7)の内容のウェブサイトに掲載などとされており、経過措置は設けられているとはいえ、現時点で多くの医療機関で算定はしにくい「加算」であるのではと思われます。

例えば、電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制の導入を検討した場合に、すぐに動くことがためられる現状があります。医療 DX の推進に関する工程表(2023.6)によれば、電子カルテ情報共有サービスの基本になるシステム間の「共通言語」としての診療報酬マスタ・電子点数表は現時点では未完成であり、2025年度にモデル事業を行い2026年度に本格提供とされており、その後の標準型レセコンや標準型電子カルテの提供はマダマダ先の話と言えます。今回の改定率は0.88%のUPで、ベースアップ評価料相当分は0.61%などと説明はされていますが、医療 DX 推進体制整備加算相当分は、いったい何%という計算なのでしょうか？

政府が「医療 DX の入り口」と位置づけたマイナ保険証の利用率もいまだ低迷し、国家公務員の利用率ですら5.73%(2024年3月)で、依然として伸び悩む中、絵にかいた餅のような「加算」で医療 DX を誘導しようとするやり方は、医療機関の理解も国民の理解も得られないのではと感じます。

(山下 仁 司)